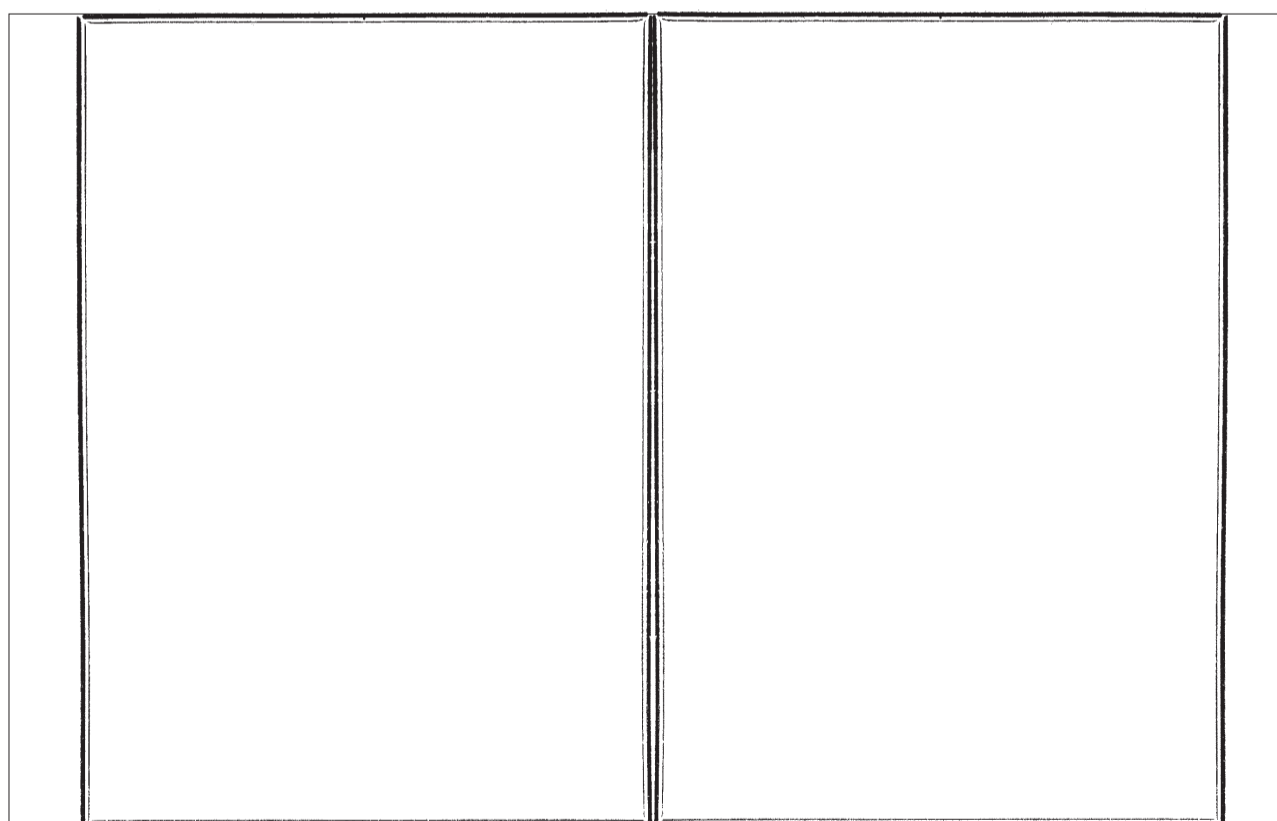
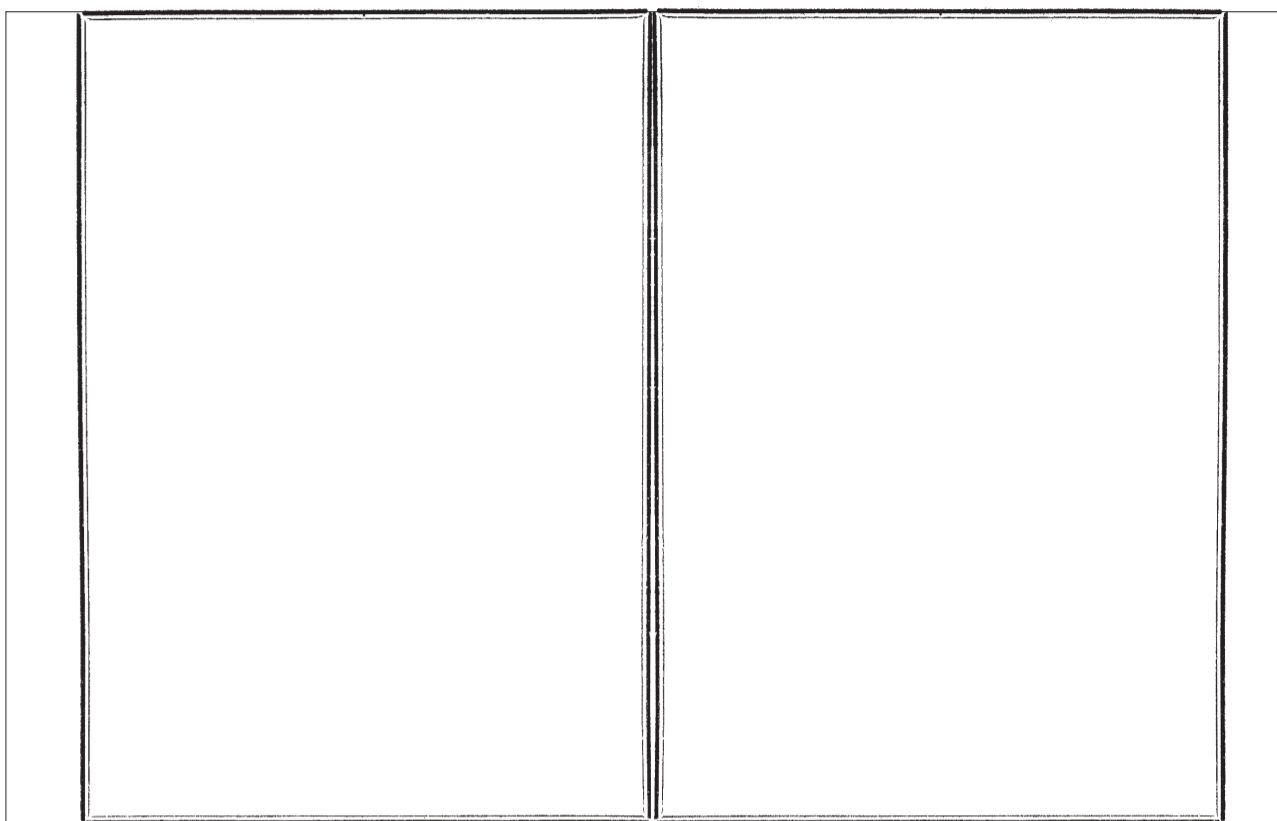


明治四十三年民團事務報告

天津居留民團



(6) (5)

<p>(目次終)</p>	<p>(五)</p> <p>衛生部</p> <p>一、傳染病患者 八一</p> <p>二、衛生技師の任用 八二</p> <p>三、防疫に關する福田技師の意見 八三</p> <p>四、狂犬病豫防設備と野犬撲殺 八六</p> <p>五、種痘の施行 八七</p> <p>六、清潔法の施行 八八</p> <p>七、道路及溝渠の掃除 八八</p> <p>八、公設市場の一部改造 八八</p> <p>九、水道水使用量の増加 八八</p> <p>一〇、共立病院の補助繼續 八九</p> <p>附 録</p> <p>一、天津居留民團總歲入出統計表 一</p>
<p>二、天津居留民團總歲入統計表 二</p> <p>三、天津居留民團總歲出統計表 六</p> <p>四、天津居留民團日本人負擔統計表 一九</p> <p>五、天津居留民團清國人負擔統計表 二二</p>	<p>七、降雪と降雨 七七</p> <p>八、道路の撒水 七八</p> <p>九、街樹の補植 七九</p> <p>一〇、街樹の澆水 八〇</p> <p>一一、街路の電燈 八〇</p>

--	--

(5) (6)

<p>回覽決議五回、其議事件數壹百拾叁件にして内再議二件、調査二件、委員附托九件、可決九十六件、否決三件、撤回一件なり其月日及び件名左の如し</p> <p>第一回 四十三年一月八日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、四十一年度民團歳入出決算報告書 一、圖書館評議員選定の件 一、伊與田訓導勸諭許可の件 一、後任訓導選定の件 <p>第二回 同年一月二十日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、公告式新聞改定の件 一、壽街開修工費特別會計規則改正案 一、壽街開修工費徵收規則案 一、教育事項研究會講師囑托の件 <p>第三回 同年二月七日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、人力車及運搬車鑑札料規則中改正案 一、碼頭規則中改正案 一、雜種課金規則中改正案 一、四十二年特別基金決算報告書 一、新規營業課金負担等級決定の件 一、新規取得課金負担等級決定の件 	<p>一、人力車及運搬車鑑札料規則中改正案</p> <p>一、授業料一部免除の件</p> <p>一、電車停車場并に線路改築に關する諮問案</p> <p>第四回 同年二月二十一日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、四十三年度民團歳入出追加豫算案 一、四十三年度民團歳入出追加豫算案 <p>回覽決議 同年二月二十二日</p> <p>第五回 同年三月二日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、四十二年度豫備費支出の件 一、大和公園内噴水池築造の件 一、大和公園内貯水池築造の件 一、大和公園内栽植樹苗の件 一、壽街開修工費決算の件 一、電車会社の限會に係る契約書第二十五條中の人力車の解釋に關する諮問案 <p>第六回 同年三月十五日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、官地拂下指令に關する件 一、新規取得課金負担等級決定の件
---	--

(7) (8)

<p>一、四十三年度課金負担等級異議の件</p> <p>一、新道開修の件</p> <p>一、幼稚園寄付金の件</p> <p>一、伊與田訓導勸諭金給與の件</p> <p>第七回 同年三月二十日</p> <p>第八回 同年三月二十二日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、商業會議所補助の件 一、壽街開修工費特別會計規則中改正案 <p>第九回 同年三月三十一日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、行政委員事務分担の件 <p>第十回 同年四月二十日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、公設市場改築の件 一、大和公園内噴水池工費増加の件 一、北清戰役紀念碑移轉の件 一、天津尋常高等小學校教員詮衡の件 一、新規取得課金負担等級決定の件 一、新規營業課金負担等級決定の件 一、雜種課金負担等級改定の件 一、取得課金并營業課金負担等級決定の件 	<p>一、茨木民藏出願土地借用の件</p> <p>一、神谷佐兵衛出願土地無償交換の件</p> <p>第十一回 同年五月二日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、民團吏員規程中改正案 一、吏員増給の件 一、備員増給の件 一、小學校教員特別手当支給の件 一、大和公園栽植樹木買入の件 一、小學校生徒のトラホーム施設廢止の件 一、行政委員事務分担變更の件 <p>第十二回 同年五月二十日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、新規營業課金負担等級決定の件 一、公園係増給の件 一、工事請負及物品購入手續の件 <p>第十三回 同年六月六日</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、慈善事業に關する評議員囑托の件 一、民間吏員旅費規則案 一、共同屠殺場設立に關する回答の件 一、日本租界屠殺場開設許可の件
---	---

二、第九條以下 満年を以て

但し、特別の機運あるものは本條の規定を適用せざることを得るべし

第十一條 支那に於ける宿舎を給與す

但し、自己の便宜上給與宿舎に住居せざるものは左の宿舎料を支給す

理事長 月給 五十圓以下

理事 月給 三十圓以下

書記、技師 月給 二十圓以下

第十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十一條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第二十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十一條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第三十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十一條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第四十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十一條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第五十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十一條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第六十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十一條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第七十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十一條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第八十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十一條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十二條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十三條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十四條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十五條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十六條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十七條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十八條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第九十九條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

第一百條 支那に於ける旅費を給與するに依るべし

泊料及び實費の給與を支給す

第七條の場合亦同し

第十條 本規則に明文なき事項は必要に依り之れを議定す

(別表)

區分	汽車賃	汽船賃	車馬賃	宿泊料	日當
内國	每一哩	每一哩	每一哩	每一夜	一日當
理事長	五錢	六錢	三十錢	三圓	二圓
理事	四錢	五錢	廿五錢	二圓五十錢	一圓五十錢
書記、技師	三錢	四錢	二十錢	二圓	一圓
理事	十仙	七仙	四十仙	六圓	四圓
技師	八仙	六仙	卅五仙	五圓	三圓
書記、技師	六仙	五仙	三十仙	四圓	二圓

(六) 慈善事業に關する評議員

慈善基金規則第三條に據る評議員は本年四月を以て左の通り改選囑托せり

原田俊三郎	西村博	富成一二
沖田介次郎	川畑竹馬	田添豊造
山下竹三郎	松岡保之助	福山義春
藤井恒久		

(七) 消防に關する件

本年中消防組の出入出傷は十件にして内五件は日本租界、他の五件は租界外の消防應援なり其一覧表左の如し

月日	時	間	場	所	消防人員	巡捕人員	記事
二月八日	自午前	三時二十分	至同	六時三十分	旭街四品里北	張金門一戸	二、二七
二月九日	自午前	三時三十分	至同	四時三十分	裏寶方半燒		一〇、二八
二月十七日	自午前	三時三十分	至同	七時三十分	旭街德中洋行	一戸	一、二九
四月四日	自午前	三時	至同	五時三十分	北馬路		八、一九
四月廿八日	自午後	十一時三十分	至午後	二時三十分	旭街大田洋行	一戸	一〇、三三
七月十九日	自午後	〇時三十分	至同	三時三十分	宮北福神街		二、一七
十月卅一日	自午前	二時三十分	至同	四時	北門外立星成		二、一四
十一月十三日	自午前	三時	至同	五時三十分	關口半燒		七、二〇
十二月二十八日	自午後	七時	至同	八時四十分	北馬路		九、一六

消防手二名 輕傷

又消防手にして退職手当を支給したるもの一名、出火出場で負傷し傷疾手当を支給したるもの七名あり左の如し

二月十一日	退職(滿三年勤務)	手當銀二十弗	高畑 清吉
二月十七日	輕傷(二十日間休業)	手當銀二十弗	赤川 伊三郎
同 上	同(五日間休業)	手當銀五弗	山本 徳松
同 日	微傷	手當銀三十仙	楠 得一
同 上	同	藥價八十五仙	北口 新太郎
四月廿八日	輕傷(二日間休業)	手當銀一弗	河野 寅吉
七月十九日	輕傷(七日間休業)	手當銀四弗九十仙	同 人
十二月廿八日	輕傷(九日間休業)	手當銀六弗五仙	杉本 政太郎

八、居留地内官地拂下問題(結局一部無料借用)

居留地内官地拂下問題に就ては已に去四十二年事務報告書中に於て詳報したるが如く同年十二月七日精密なる答申書を提出し置きたるを以て竊かに認可の到來を期待しつゝありし所、四十二年三月七日右は許可相成らざる旨の通り總領事より通達あり

(21)

(22)

一併拂下出来候迄見合すへき旨回訓相成候に付右様御承知有之度就ては公團地丈けにても一日も早く民團所有に致置くと必要と被考候に付此際右地區拂下の方法更に審議の上何分の御申請有之様致度此段申進候也
明治四十三年三月七日
總領事 小幡 西吉
行政委員會議長 鈴木 敬 親 殿

日本居留地に於て基本財産を得んか爲めに舊行政委員時代より六年間に涉りて苦心したる本問題も前記の通達に依つて一時見合せを除儀なくせられたるは復た止むを得ざる次第なりと雖も既設大和公園敷地問題に至つては更に相當の解決を與へざるべからざるのみならず此處多年の計畫を擱擲するは頗る遺憾の極なるを以つて行政委員會は拂下時機の到來まで一時借入の方法を執らんとし四十二年三月の通常民會に向つて「官地借入委任の件」を提議し左の説明に依つて其委任を得たり

昨年の民會に於て官地拂下問題の決議案ありしにより其實行方法に就き行政委員會は相當の調査を爲し一旦全部二十一万坪餘拂下の出願を爲せし所、外務省より未埋立地は埋立後に於て轉買を許すこと並に其轉買は外國人に許さるること等の注意あり元來行政委員會に於ては先づ未埋立地を賣拂ひ其代金を以て外務省へ納付金の一部と爲す筈なりしに一應埋立たる後にあざれば賣渡すことを得ざる條件附となりては民團の實力にて實行甚だ困難なるを以て遂に別に方法を立て十七万坪の現埋立地のみの拂下を受けん計劃を立て且つ其代金支拂期も外務省にては三ヶ年とせざるを五年據置七ヶ年賦とし民團は其引當として毎年五千弗宛を積立つ

るに決し昨年十二月二十四日總領事より詳細なる意見書を添へ外務省へ具申せるに本年二月二十六日外務省より支拂年限餘り長期に渉るを以て天津の市況回復の時機を俟つて拂下くへし云々の指令ありて折角の提案も水泡に歸し遺憾ながら諸君に満足を得ることは能はざる始末となり依つて他日拂下の時機到來まで公團は清國政府に支拂ふ一定の地租を民間より支出して之れを借受け又他の既埋立地は廉價に借受け之れを他に相當の値段にて轉貸し民團の利益を圖らんとするの案を立てたれども其都度民會の議を経るは容易ならざるを以て其手續并處分方を行政委員會に一任されんことを望む云々(鈴木行政委員會議長説明)

依つて一時借入方法に就き種々協議する所ありしも轉貸の目的を以てする貸下は許可を得難き情勢なりしを以て差當り公團敷地の無料貸下を出願するに決し八月十八日左の願書を提出し九月二十二日左の通り許可を得たり
官地無料借用の件
一、專管居留地内第十二區の地區全部(公團地)
此坪數七千八百八拾參坪也
右專管居留地内第十二區の地區即ち大和公園地は居留地内に於ける官地全部の拂下を受くる豫定を以て數年來設備致候處右拂下の機は都合に依り一時中止と相成候に就ては該地區を居留地内官地全部拂下けの期日確定に至る迄無料借用致度尤も該地區より生ずべき収入とては更に無之單に公共事業の一部として使用致候儀に付何卒特別の御詮議を以て御許可相成度此段行政委員會議長の決議に依り及申請候也
明治四十三年八月十八日
天津居留民團 行政委員會議長 菊池 季吉
總領事 小幡 西吉 殿

(23)

(24)

客月十八日附租甲第三〇號を以て申請に係る公團敷地即ち居留地第十二號全部此坪數七千八百八拾參坪也を無料借用の件は本省大臣の承認を経左記條件を以て無料借用の儀許可候條該條件を掲記したる請書御差出相成度此段及回答候也
明治四十三年九月二十二日
在天津 總領事 小幡 西吉
天津居留民團行政委員會議長 菊池 季吉 殿

一、土地使用期限は明治四十三年九月より起算し向ふ參ヶ年の事
二、民團に於て豫て出願に係る他未拂下官地の拂下を受ける場合には前項期限内と雖も當敷地をも一併拂下を願出つべき事
三、土地を公團以外の目的に使用せんとするときは更に申請許可を受くべき事
以 上
(九)官地一部貸下の諮問(個人貸下)

居留地内官地一部を個人へ貸下の件に付左の通り諮問あり此事たる本民團の多年希望

せし土地拂下問題に大關係を有するを以て行政委員は左の通り希望を付して答申書を提出せり

居留地第九區を個人(貸下の義諮詢の件) (諮詢案)
今般當地西本茂吉外二名より家屋建築の目的を以て第九區の内一千六百九十二坪五合七勺別紙實測圖の通り貸下方願出に付平均一坪年額一弗六十八仙即ち月額拾四仙にて本願許可致度考に候處該地所は豫て拂下の御希望も有之他日民間の所有に歸せしは土地使用上將た収入上の關係も有之義に付一應及諮詢候條何分の御意見御回答相成度此致申進候也
明治四十三年十月五日
在天津 總領事 小幡 西吉
行政委員會議長 菊池 季吉殿

居留地第九區を個人(貸下諮詢の件)に付答申
本月五日付諸公第七七號を以て御諮詢相成候居留地第九區の内壹千六百九拾貳坪五合七勺を年額壹坪平均壹弗六拾八仙にて西本茂吉外貳名へ貸下許可の件は本行政委員會議に於て差支なきものと認め候但し將來民間に於て本地所の拂下を受けたる場合には借受人に於て此貸下契約を民間に繼承すへき條件を附すべき旨を以て御許可相成候様希望致候
右及答申候也
明治四十三年十月二十二日
在天津 總領事 小幡 西吉
行政委員會議長 菊池 季吉殿

(25)

天津居留民團 行政委員會議長 菊池 季吉
總領事 小幡 西吉 殿

(一〇) 電車停車場の變更と復舊
日本租界旭街を通過せる電車の停車場は東南城角、天仙茶園前、馬車公司附近、福嶋街角、宮嶋街角、松島街角及び秋山街角の七ヶ所なりしを電車公司は一月廿七日付を以て總領事館に照會書を發し乘客の多からざるを理由として宮嶋街角停車場を廢止し且つ馬車公司附近及び松島街角の兩停車場を便宜停車場(昇降客あれは停車するもの)と改めん事の希望を陳述せる旨總領事より諮問案として提出せられたるに付行政委員會議は宮嶋街角停車場(加藤洋行前)を全然廢止することは交通上不便少からずとして之に反對を表し若し之れを廢止せずして便宜停車場と改むることに就き電車公司の同意を得ば其他は公司の申出に異議なき旨を答申したる結果として馬車公司附近、宮嶋街角、松島街角共便宜停車場となり結局一時租界内に四ヶ所の普通停車場と三ヶ所の便宜停車場を置くに至りしも其後電車公司は宮嶋街角及び松島街角兩便宜停車場を普通停車場に復舊するの利益なるを認め左記總領事の通牒の如く十二月初旬より之れを復舊したるを以て現在の停車場は殆んど從前の如く普通停車場六ヶ所(東南城角、天仙茶園前、福嶋街角、宮嶋街角、松島街角、秋山街角)便宜停車場一ヶ所(馬車公司附近)となれり
(通牒 文)
從來寄租界旭街加藤洋行角及び德義樓角は共に便宜停車場として天津電車公司と

の間に取極め有之然るに近來右兩所に於ける乗降客増加し是迄通り之を便宜停車場となし置くときは却つて事故を滋からしむる虞あるを以て兩所とも之れを普通停車場に改め度旨を以て今般全公司より本官の承認を請求致候處右は當租界交通上好都合の義と認め候に付承認致候間左様御承知有之度此致及御通知候也
明治四十三年十二月三日
在天津 總領事 小幡 西吉
天津居留民團行政委員會議長 菊池 季吉 殿

(一一) 共通自用人力車鑑札料の改正
各國共通の自用人力車鑑札料値上の件は前年の事務報告書中に其顛末を詳記したるが如く本件を民會に提出して賛同を求むべく各關係國の工部局に公約したるを以て三月開會の通常民會に提案して決議を求め左の通り英、佛、露、意、埃の各關係工部局に通知拜啓豫て申上置候通り日本租界に於ては自用人力車鑑札料値上の件を三月末開會の民會に提出し其協賛を経て本月より豫定の通り年額九弗を徴収すること、茲候に付右御通知申上候敬具
明治四十三年四月一日
日本租界局理事 西村 虎太郎

(一二) 共同屠殺場設立に關する照會
在天津ビルケン、アンド、ガラウツセル商會(華順洋行)は各國人の共同資本に據れる

一大屠殺場を設け各租界に於て消費せらるべき有ゆる食肉を屠殺するの專權を得んことを企て四月九日付を以て其許可を得んことを本民團に出願し、露國工部局は之れに對して左の如く各國聯合委員會を開かんと提議せり、然れども行政委員會議は其必要を認めざるを以て左の回答を送りて之れを謝絶すると共に華順洋行に向つては其照會に應じ難き旨を回答せり
(來 信)

拜呈
ビルケン、アンド、ガラウツセル商會(華順洋行)は天津に於ける或る外國租界内に於て特別なる方法を以て屠殺場を設立せんことを計劃し之れに向ひ屠殺の全權を該商會に附與せんことを各外國租界局に請願し來り候詳言すれば該洋行は各租界に於ける官憲がビルケン、アンド、ガラウツセル商會の屠殺せざる食肉は其租界内に於て販賣するの義を禁止せられんことを希願致すものに御座候
本件に關し吾行政委員會議は最後の決議を見合せ各行政委員會議の代表者より成立せる聯合委員會に於て本件に付き討議を重ねて之れを決議すへき主意を以て當地に於ける各外國租界局に照會致すへき旨を下名に命令仕候
前記の次第を費下に御通知申上候に當り下名は本件を貴國行政委員會議に御提出相成り其結果を下名迄御報告相成度義を費下に請願するの光榮を有し候可成速に本件の解決を希望に不堪候敬具
千九百二十年四月二十五日

(28)

(來 信)

日本租界局理事 男爵 トーベ

露國租界局理事 男爵 トーベ

去四月廿五日付照會相成候ビルケル、アンド、ガラウツセル商會(華順洋行)の計劃せる屠殺場設立の件討議の爲め各國行政委員會の代表者より成立せる聯合委員會開催の件につき下名は行政委員會の命に依り左に御答申上候

露國租界局理事 男爵 トーベ

日本租界局理事 西村虎太郎

本民團の公布式新聞たりし北洋新報、北支那毎日、兩新聞は前年十二月末共に廢刊せしを以て本年一月より新に刊行せる天津日報を以て本民團の公布式新聞とす

(30)

(29)

寄附及補助

本年二月天津幼稚園代表者沖田介次郎外一名より左記の願書を以て寄附の請願ありしに付行政委員會は之れを可決し三月民會の決議を経て銀五百兩と同園に寄付し又三月天津日本人商業會議所會頭安川雄之助より同會議所へ四十二年四月より向ふ三ヶ年毎

請願書

我邦國威の發揚さるるに海外に於ける大和民族の發展は内外人士の大に矚目する所たる事は今更申す迄も無之殊に模範的殖民地として多大なる榮譽を擲へる當居留地は過去を顧みて大に誇を得ると同時に將來は更に各方面に其完成を期すへき一大抱負あるへきは疑を容れざる所に御座候而して夫等各種の機關

(32)

(31)

氏の高見とを仰ぎ更に設備と保育の方法及び内容の充實等に就て幾分面目を新た

天津幼稚園經費算表 (明治四十三年度分)

Table with 2 columns: 項目 (Category) and 金額 (Amount). Includes items like 總收入額, 總支出額, 保母名俸給, 保母宅料, 牧場家賃.

Table with 2 columns: 項目 (Category) and 金額 (Amount). Includes items like 遊技品, 手工品其他, 天棚料, 石炭費, 衛生費其他雜費, 小使給料, 差引不足額.

民團吏員は本年六月衛生技師として福田三九三を採用せし外他に異動なし但し俸給は本年四月吏員規程中改正の結果新等級に據る現在員左の如し

Table with 3 columns: 職名 (Position), 等級 (Grade), 員名 (Name). Lists various staff members and their grades.

外備員清國人三名(文案一名、財務二名)

二、財務部

(一) 出納検査

本年中に於ける四回の出納検査は左の如く都度租界局に於て行はれ出納検査委員全部及び會計主任、理事、出納關係書記悉く出席し總へて違法の出納及び違算なきことを認めらる

第一回

出納期間 四十二年十月より十二月迄 二月二十日検査

出席検査委員 高柳松一郎 松岡保之助 長峰 與一

第二回

出納期間 四十三年一月より三月迄 四月二十八日検査

出席検査委員 山下竹三郎 長峰 與一 高柳松一郎

第三回

出納期間 四十三年四月より六月迄 七月二十七日検査

出席検査委員 同上

第四回

出納期間 四十三年七月より九月迄 十一月二十四日検査

出席検査委員 同上

(34)

(二) 雜種課金、自用人力車鑑札料の改正及び後課金の新設
雜種課金中旅館一等十弗と二等五弗との間七弗の一階級を設け、料理店三等十弗と四等五弗との間に七弗の一階級を設け、常設興行六等二十弗の次に七等十五弗の一階級を設け、又自用人力車鑑札料甲種(各租界共通のもの)三弗を九弗と改め、又鑑札料を徴せらるべき諸車にして無鑑札なるものを発見したる場合は之れに常月分と前月分の鑑札料を納めしめ、又後々以て材木を陸揚するものには一額に付洋銀五仙を徴収することは何れも本年三月の通常民會の決議を経て四月一日より之れを實行せり(庶務部改正規則の一項参照、理由は三月の民會議事録に詳なり)

(三) 壽街道路開修費徴収の再延期并に新道開修費の徴収期
壽街開修工費壹万三千零五十九弗三十九仙は昨年の事務報告中に記載せし如く諸種事情の爲めに徴収を延期し本年より豫定の徴収を開始すべし都合なりしも本年三月の通常民會に於て更に之れを延期し五ヶ年据置の上明治四十八年度より十ヶ年間に徴収することとなり(庶務部壽街開修工費特別會計規則中改正の一項参照)又新道(旭街南市街角より壽街に通する長八十間巾五間)開修工費も同民會に於て前同様の期間に於て徴収することとなり(庶務部新道開修工費特別會計條例の一項参照、理由は本年三月通常民會議事録に詳なり)

(四) 新道開修費
新道(旭街南市街角より壽街に通する長八十間巾五間の道路)開修の爲め買収したる

(35)

敷地代は其一半を八月三十日に残一半を九月二十二日に夫れ／＼地主に交付(土木部新開道路開通の一項参照)したるが元來本工事費は特別會計に屬し工費豫算總額四千六百五拾一弗八拾仙は一時準備基金より支出したるも實際の支出額は四千壹百零三弗九拾五仙(參千貳百八拾五弗土地買収費、八百拾八弗九拾五仙工費)にして差引五百四拾七弗八拾五仙を剩せしを以て此剩餘金は再び準備基金に編入せり
(五) 電車会社の配當金と營業人力車鑑札料の補足
電車布設許可契約に據り日本租界が電車公司より受領すべき本年中の配當金は七百四拾六弗四拾四仙なりしも本年十二月十日同公司より受領したる本年五月より十月迄六ヶ月間の營業人力車鑑札料補足額は貳千三百七拾六弗五拾仙にして斯く補足金額が配當金額より多額なりしを以て別に配當金の支拂を受けず、配當金に關する計算は左の同公司の來書に明なり
天津千九百十一年一月五日
日本租界局理事 西村 虎太郎 啟

(36)

下名は前記の金額が營業人力車鑑札料の補足として千九百十年中御支拂申上候金額中に包含致されたるものなるを申上度候
右數字の正確を確めらるゝ爲め必要なる帳簿は何時にも貴下の御檢閲に供し候
敬具
電車公司支配人 マーシャル

右の書面に接し吏員を同公司に遣はし帳簿の檢閲を行ひ違算なきを認めたり
(七) 取得、營業、雜種課金負擔者數
本年十二月末に於ける本民團取得課金、營業課金及雜種課金負擔者左表の如し
(イ) 取得課金負擔者表 (四十二年十二月末調)

金 額	日 本 人	清 國 人	計
五十六弗	二		二
四十二弗	七		七
三十二弗	八		八
二十四弗	一三		一三
十六弗	一八		一八
十二弗	一七		一七
八弗	三三		三三
四弗	四九		四九
合 計	一四七	九五	二四二

(38) (37)

等級	營業課金負担表 (四十三年十二月末調)		計
	日本人	清國人	
特等	六	三	九
一等	六	一	七
二等	三	六	九
三等	五	二	七
四等	九	二	一一
五等	三	三	六
六等	二	七	九
七等	一	三	四
八等	二	一	三
合計	一一八	三六二	四八〇

種別	雜種課金負担者表 (四十三年十二月末調)		計
	日本人	清國人	
旅館	一一八	三六二	四八〇
料理店	二六	一三二	一五八
藝妓	一八	一〇一	一二九
檢番	二六	一三二	一五八
合計	一一八	三六二	四八〇

水道水使用量増加の爲め四十二年水道費に不足を生したるを以て三月三日左の通り四十二年度豫備費支出の申請をなし即日認可を受く

一銀壹千弗也

一銀壹千弗也

一銀六萬八千參百拾參弗五十六仙也

一銀五千參百九拾壹弗也

合計銀七萬參千七百零四弗五拾六仙也

一銀六萬六千參百四拾貳弗七拾六仙也

一銀七千參百六拾壹弗八拾仙也

合計銀七萬參千七百零四弗五拾六仙也

明治四十三年度居留民團歳入出豫算表

(40) (39)

科目	本年度豫算額		前年度豫算額		印は増 ▲印は減 比較増減
	本年	前年	本年	前年	
第一、居留民團課金	九、一四四、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇	九、一四四、〇〇〇	八、一〇〇、〇〇〇	一、〇四四、〇〇〇
第二、營業課金	二、五三六、〇〇〇	二、二二四、〇〇〇	二、五三六、〇〇〇	二、二二四、〇〇〇	三一二、〇〇〇
第三、雜種課金	六、六〇八、七〇〇	五、八七六、〇〇〇	六、六〇八、七〇〇	五、八七六、〇〇〇	七三二、〇〇〇
第四、旅館	一、三九〇、〇〇〇	一、二五八、〇〇〇	一、三九〇、〇〇〇	一、二五八、〇〇〇	一、一三二、〇〇〇
第五、常設興行	八、七六六、〇〇〇	七、三八〇、〇〇〇	八、七六六、〇〇〇	七、三八〇、〇〇〇	一、三八六、〇〇〇
第六、臨時興行	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	〇
第七、檢査	三〇〇、〇〇〇	二七六、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二七六、〇〇〇	二四、〇〇〇
第八、貸座敷	二、八〇八、〇〇〇	二、四七二、〇〇〇	二、八〇八、〇〇〇	二、四七二、〇〇〇	三三六、〇〇〇
第九、貨物陸上	一、〇八〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	〇
第十、手摺	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
第十一、警備	四四〇、八五、五六	四一、二〇七、三六	四四〇、八五、五六	四一、二〇七、三六	二、八七八、二〇
第十二、雜收	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	〇
第十三、雜入	四四〇、八五、五六	四一、二〇七、三六	四四〇、八五、五六	四一、二〇七、三六	二、八七八、二〇
合計	六八、三三三、五六	六二、八三九、三六	六八、三三三、五六	六二、八三九、三六	五、四七四、二〇

科目	本年度豫算額		前年度豫算額		印は増 ▲印は減 比較増減
	本年	前年	本年	前年	
第一、民船	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	〇
第二、船舶	九〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
第三、水道	九、九〇〇、〇〇〇	八、二五〇、〇〇〇	九、九〇〇、〇〇〇	八、二五〇、〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇
第四、市場	五九、七六	五五、五六	五九、七六	五五、五六	四、二〇
第五、營業人力	二二〇、八〇	三一六、八〇	二二〇、八〇	三一六、八〇	九六、〇〇
第六、自用車	二五、〇九五	二五、〇九五	二五、〇九五	二五、〇九五	〇
第七、小車	一、四一〇、〇〇	一、二〇〇、〇〇	一、四一〇、〇〇	一、二〇〇、〇〇	二一〇、〇〇
第八、大地	三〇〇、〇〇	三六〇、〇〇	三〇〇、〇〇	三六〇、〇〇	六〇、〇〇
第九、地車	四、九〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇	四、九〇〇、〇〇	四、〇〇〇、〇〇	九〇〇、〇〇
第十、地車	一、九〇〇、〇〇	一、六八〇、〇〇	一、九〇〇、〇〇	一、六八〇、〇〇	二二〇、〇〇
第十一、地車	一〇〇、〇〇	二五〇、〇〇	一〇〇、〇〇	二五〇、〇〇	一五〇、〇〇
第十二、預金	一〇〇、〇〇	二五〇、〇〇	一〇〇、〇〇	二五〇、〇〇	一五〇、〇〇
第十三、授業	七三〇、〇〇	八〇〇、〇〇	七三〇、〇〇	八〇〇、〇〇	七〇、〇〇
第十四、授業	七三〇、〇〇	八〇〇、〇〇	七三〇、〇〇	八〇〇、〇〇	七〇、〇〇
第十五、雜收	三五〇、〇〇	三〇〇、〇〇	三五〇、〇〇	三〇〇、〇〇	五〇、〇〇
第十六、雜入	三五〇、〇〇	三〇〇、〇〇	三五〇、〇〇	三〇〇、〇〇	五〇、〇〇
合計	六八、三三三、五六	六二、八三九、三六	六八、三三三、五六	六二、八三九、三六	五、四七四、二〇

(42)		(41)	
第一、雜費	二七九、六〇〇	三三八、三八〇	五八、七八
第二、會費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇
一、俸給	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	〇
二、印刷費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
三、雜費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
第三、土木費	一八、三六七、八〇〇	一八、五七四、一八〇	二〇六、三八
一、俸給	一、〇〇四、〇〇〇	一、〇〇四、〇〇〇	〇
二、消耗品費	一、一七四、〇〇〇	一、二七三、〇〇〇	九九、〇〇
三、器具費	一六三、五〇〇	二一三、五〇〇	五〇、〇〇
四、撤道費	八、九三九、六六〇	八、四七九、二〇〇	四六〇、四六〇
五、點燈費	二、九〇〇、〇〇〇	二、六七〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇
六、植樹費	三、四一六、六四〇	四、一六四、四八〇	七四七、八四〇
七、植樹費	四六〇、〇〇〇	四六〇、〇〇〇	〇
八、碼頭費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇
九、雜費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇
第四、水道費	七、〇三九、五〇〇	六、二〇二、八八〇	八三六、七〇
一、俸給	三二四、〇〇〇	三二四、〇〇〇	〇
二、修繕費	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	〇
三、器具費	四四、四〇〇	三三六、三〇〇	二九一、九〇
合計	七三、七〇四、五六〇	六二、八三九、三六〇	一〇、八六五、二〇〇
寄附金	六、一四、一六〇	〇	六、一四、一六〇
前年度剩餘金	四、七七六、八四〇	〇	四、七七六、八四〇
計	五、三九一、〇〇〇	〇	五、三九一、〇〇〇
本年度預算額	六二、八三九、三六〇	〇	六二、八三九、三六〇
前年度預算額	七一、四二二、〇〇〇	〇	八、五八二、六四〇
比較增減	八、五八二、六四〇	〇	八、五八二、六四〇

(44)		(43)	
第五、雜費	六、六〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
一、俸給	四、四〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
二、修繕費	二、二〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
三、圖書費	二、三六七、九〇〇	一、九八三、六〇〇	三八四、三〇〇
四、器具費	二、六七一、九〇〇	一、六七一、九〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
五、校具費	三、一、二五〇	一、四、〇〇〇	一、七、二五〇
六、消耗品費	三、四〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
七、旅費	五、五〇〇、七四〇	一、九六、〇〇〇	三、五〇〇、七四〇
八、通信費	六、五〇〇、〇〇〇	七〇一、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇
九、保險費	四、九〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
一〇、新開雜誌費	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
一、研究會費	四、〇〇〇、〇〇〇	三、一、二六〇	八八八、七四〇
二、家賃費	九、二〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	七、二〇〇、〇〇〇
三、雜費	二、七六、七五〇	九六、五〇〇	二、六七一、二五〇
四、教育補助費	一、八六〇、〇〇〇	三、一、五五〇	一、八二八、四五〇
第五、衛生費	五、〇六八、〇〇〇	三、〇八三、三〇〇	一、九八四、七〇〇
一、被服費	四、〇一七、〇〇〇	一、八六六、〇〇〇	二、一五一、〇〇〇
二、消耗品費	一、〇五〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	〇
三、器具費	一、二四、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、一四、〇〇〇
四、野犬捕殺費	一、六五、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
五、市場費	一、六〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	〇
六、補助費	五、八〇〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇
七、補助費	六、四、五〇〇	五〇、〇〇〇	五、九四、五〇〇
八、補助費	一、〇〇〇、〇〇〇	四四四、〇〇〇	五五六、〇〇〇
九、補助費	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
一〇、補助費	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
第八、警備費	九、八二一、四〇〇	九、九四六、六三〇	一二五、二三〇
一、俸給	五、八五九、〇〇〇	五、八五九、〇〇〇	〇
二、巡捕被服費	二、〇二八、五〇〇	一、七七五、〇〇〇	二、五三、五〇〇
三、巡捕備用品費	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	〇
四、巡捕消耗品費	三、一八、六〇〇	三、一八、六〇〇	〇
五、家賃及修繕費	五二一、五〇〇	五〇四、七〇〇	一六、八〇〇

		(46)	(45)		
科 第三款土木費 一、修道費 第五款教育費 一、建築修繕費 第六款衛生費 一、傳染病預防費 二、市場費 補助及寄附 合計	本年度豫算額	九六三、六〇〇 一七六、六四〇 五五、〇〇〇 三〇〇、〇〇〇 一、六三八、八六六 六六、三四二、七六六	前年度豫算額	七二〇、〇〇〇 三〇〇、〇〇〇 三〇〇、〇〇〇 二、三八二、三九九 六一、一二二、五六六	比較增減
	臨時部
	合計	七三、七〇四、五六六	六二、八三九、三六〇	一〇、八六五、二〇〇	一一、八六五、二〇〇
	巡捕藥價	一六八、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	七二、〇〇〇	七二、〇〇〇
	消防被服費	二一四、〇〇〇	一一四、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	消防器具費	一三五、〇〇〇	五五五、九三三	四二〇、九三三	四二〇、九三三
	消防消耗品費	一〇三、二〇〇	一一四、〇〇〇	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇
	消防手當	三六〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
	雜費	七七、六〇〇	九七、六〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
	第九款圖書館費	四六八、三五〇	四九二、三五〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇
	俸給	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
	備品費	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
	圖書費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
	保險費	一一、三五〇	一一、三五〇
雜費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	
第十款墓地及火葬場費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
墓地及火葬場費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
第十一款諸稅及負擔	一三六、八四〇	一三六、八四〇	
萬國橋修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
地租	三六、八四〇	三六、八四〇	
第十二款公園費	一、一九五、二四四	七二〇、〇〇〇	四七五、二四四	四七五、二四四	

		(48)	(47)		
種 天津小學校校舍及宿舍 同校門及遊具其他附屬建物 同校屋內操場 傳染病室附屬舍 消毒器具置場 スチームローラー置場 棧橋 大和公園門扉及附屬建物 榮市 伊集院紀念音樂堂 汚物棄却場 合計	目	坪數	坪數	價	價
	天津小學校校舍及宿舍	二二七、一八一	二二七、一八一	一六、五七七、八一	一六、五七七、八一
	同校門及遊具其他附屬建物	三、一九八、六八	三、一九八、六八
	同校屋內操場	四、五〇〇	四、五〇〇	二、一五五、〇〇	二、一五五、〇〇
	傳染病室附屬舍	一七、二八〇	一七、二八〇	三五七、〇〇	三五七、〇〇
	消毒器具置場	一七、〇六〇	一七、〇六〇	六八〇、〇九	六八〇、〇九
	スチームローラー置場	六、一一四	六、一一四	九九、一〇	九九、一〇
	棧橋	八、九五〇、〇〇	八、九五〇、〇〇
	大和公園門扉及附屬建物	二二三、四九〇	二二三、四九〇	三、二三七、〇〇	三、二三七、〇〇
	榮市	五、七三五、〇〇	五、七三五、〇〇
伊集院紀念音樂堂	三、〇九二、八六	三、〇九二、八六	
汚物棄却場	四ヶ所	一八六、九五	一八六、九五	
合計	四四、二六九、四九	四四、二六九、四九	
口徑六吋鐵管	延長	尺	價	價	
全四吋全	四、三〇〇、〇〇	四、三〇〇、〇〇	七、四四八、四一	七、四四八、四一	
合計	四、八〇五、〇〇	四、八〇五、〇〇	五、七一一、八二	五、七一一、八二	
合計	九、一〇五、〇〇	九、一〇五、〇〇	一三、一六三、二三	一三、一六三、二三	
種 共同墓地 天津小學校敷地 舊本願寺布教所敷地 合計	目	坪數	坪數	價	價
共同墓地	五、七三九、三一	五、七三九、三一	二、八六三、六〇五	二、八六三、六〇五	
天津小學校敷地	一、六七四、三二	一、六七四、三二	一、三七二、六一五	一、三七二、六一五	
舊本願寺布教所敷地	五九八、四〇	五九八、四〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	
合計	八、〇一二、〇三	八、〇一二、〇三	六、〇三六、二二〇	六、〇三六、二二〇	
當座預金	六、四二八、六七	六、四二八、六七	
慈善基金預金	三、一五四、四三	三、一五四、四三	
大和公園基金預金	一〇、五八	一〇、五八	
準備基金預金	三、六五五、三八	三、六五五、三八	
仙波少將紀念教育基金預金	六五九、一六	六五九、一六	
教育寄附金預金	一四五、八一	一四五、八一	
伊集院紀念音樂堂基金預金	一六五、六四	一六五、六四	
現金	八六、七四	八六、七四	
合計	一四、三〇六、四一	一四、三〇六、四一	

(50) (49)

種目		種類	数量	價格
事務所備品	事務室備品	七〇	三三二	一、八六七、八〇
會議室備品	木器	一八	八〇	三、七三、一七
水道器具	器具	三三	二七八	一、四、三五五、四八
小學校備品	器具	一、〇三〇	二〇	一、五二二、七五
衛生器具	器具	一六	二、八六二	四、二三五、三七
巡捕貸與品	器具	四	六四	四七五、八〇
巡捕備品	器具	二二	二四〇	一、四六九、三〇
消防器具	器具	二四	二七	一、三三〇、九〇
傳染病室備品	器具	八七	一六七	五、三三六、九二
圖書館圖書	圖書	二〇	二八九	一、一三八、九七
全備品	器具	四	三、〇四四	二、四二一、四七
碼頭器具	器具	一	一〇九	三〇八、一〇
公園器具	器具	三五	九	一、五八五、三〇
合計		一、三五九	九、五二一	三、五、四九二、三七

總計銀拾壹萬參千貳百六拾七圓七拾貳仙也
民團財產

三、學務部

(一) 天津尋常高等小學校
(イ) 伏見宮殿下紀念少年文庫

昨四十二年七月一日開設以來左の書冊を備付く

書名	冊數	書名	冊數
少年日露戰史	一六	教訓繪はなし	二四
日本昔噺	一〇	少年世界讀本	一一
日本お伽噺	二〇	世界お伽噺合本	二二
日本歴史譚	二四	明治お伽噺	七
少年史譚	三	少女文庫	六
少年商業文庫	六	世界冒險譚	六
少年文學	一一	小波洋行土産下	一
少年百科學彙	一	武士道少年	一
クラインン原作家庭お伽噺	一	お伽テンプル	一
日本武將傳	一	夜學讀本	一
世界讀本	一	理科手引草	一
小僧讀本	一	圖書ト小供	一
菊の下水	一	陸軍兵種詳説	一

(52) (51)

陸軍詳説	一	少年世界文學	一六
入學受驗準備書	一	算術問題解法	一
入學受驗準備教科書	一	入學受驗獨習書	一
入學受驗準備書	一	綴り方の方	一
少年鑑	一	希臘神話	一
美しき自然	一	獨逸童話集	一
吉田松蔭	一	黃金村	一
ひかし	一	子供遊び畫帖	一
實業少年	一	少年世界	一
少女世界	一	少年界	一
少女の友	一	新少年	一
少年の友	一	日本少女	一
少年讀本	一	(以上四十二年備付)	
理科十二月月	一	世界歴史譚	一〇
少年工藝文庫	一	少年お伽噺	一
家庭教育歴史讀本	一	教育お伽噺	一
古代神話ギリシヤお伽噺	一	話の種	一
少年武士道	一	お伽花籠	一
		教育遊戯	一
日曜の植物採集	一一	日曜の動物採集	一一
世界お伽文庫	一一	少年界	一一
少女界	一一	新少年	一一
實業少年	一一	少女世界	一一
少年世界	一一	少女の友	一一
日本少年	一一	少年の友	一一
計	六十五種 四百六十一冊	(以上四十二年備付)	

(ロ) 仙波少將紀念圖書、器械、標本、
去三十九年設置せられたる元清國駐屯軍司令官仙波少將紀念教育基金は教育上必要なる圖書、器械及標本を購入すへき指定にして民團は此指定に従ひ年々圖書器械等を購入せり民團蔵出豫算經常部に天津尋常高等小學校圖書費の少額なるは畢竟必要の場合に於て此基金を以て購入し得しはより左に現在の圖書及器械標本を擧ぐ

書名	冊數	書名	冊數
修身訓話	四	地理學教科書	一
修身教授の實際	一	人生地理學	一
作法教本	一	世界大地誌	一
帝國人名辭典	一	世界風俗寫真帖	四

(54) (53)

生理學講義	大日本地誌
化學講義	植物學講義
歐米教育實際	動物學
各科教授法精義	礦物學
教育學書解說	大地文學
心理學講話	外國語教授法
實驗新心理學	心理學原論
人體解剖模型圖	教育歷史書
教育勸語衍義	漢和大辭典
修身教授法集成	日本口語法
憲法大意	日本文典講義
民法講義	算術教授法要義
日本女禮式	世界史 上
言海	世界史 下
國語教授法集成	日本國史地圖
世界讀史地圖	大日本地誌
本邦歷史教材	世界大地誌
本邦歷史教材	樺太沿海州
年代鑑	新日本地圖
日本政治地理	物理學詳解講義
地理教授撮要	理科教授資料
滿洲通誌	大教授法 上
地球發達史	小學理科教授細目
人種學	學校管理法講話
礦物學	教育行政法述義
實驗的兒童學	石川大動物學
實驗新心理學	最近昆蟲學
日本健體小兒發育論	模範書初學
生理衛生學	同 參考書
倫理學講義	最近舞踏全集
倫理學史序論	なきなきた休操法
普通實踐倫理	日本千蟲圖解 一
日本倫理學史	日本千蟲圖解 二
訓練法撮要	日本千蟲圖解 三
學校園設置法	兒童社會的教化
女子教育	唱歌遊戲教授法
社會的教育講義	普通裁縫教科書
町村實業補習教育	同附教授法

(56) (55)

新教育學講義	英和字彙
小學校實科教授法	法制通論
國定教科遊戯 一年	經濟要義
國定教科遊戯 二年	家事經濟資料
國定教科遊戯 三年	法制經濟資料
國定教科遊戯 四年	軌近學術の進歩
小學校女子遊戯	社會辭林
教育者の教師	讀本掛圖
日本歷史實鑑	學校用人體解剖掛圖
東洋大歷史 上	算術掛圖 一年
日本歷史要義	算術掛圖 二年
複式教授の理論と實際	算術教授法真髓
教育辭書	算術教授法
心理學講義	日清海陸戰史
應用心理學講義	東洋大歷史
歐洲教育史	裝束甲冑圖解
劣等生救済の原理及方法	日本商業地誌
系統的教育學綱要	小學地理教材
倫理學基礎概念講話	世界物產地誌
作文熟語字典	野外植物觀察
言文一致小學綴方新書	小學理科實驗
言語學十回講話	理科教授法
珠算教授法及教案	害蟲及益蟲
實驗織物學	幼年遊戯
音樂教科書	少年唱歌
樂典教科書	圖畫教授法
尋常小學唱歌教授書	裁縫教科書(尋常)
幼年唱歌	裁縫教科書(高等)
清國商業地理	商業簿記例題
銀行會社商業管理法	內外商品學
商店事務實驗錄	新篇商業算術
商業通論及經營	新道德
法典全書	小學校遊戯書
官職要解	小學校運動遊戯
實用植物圖說	最新中等唱歌集
教育圖案集	高等尋常小學唱歌
手工教授ノ理論及實際	中等唱歌
体操教授ノ理論及實際	皇民唱歌集

(62) (61)

竹割鉋	金槌
粘工厚サ定規	釘板
裏押し	鉋(平)
目振	同(台述し)
木績(平)	鑿(二分、三分)
同(九)	同(五分)
膠鍋	パンチ

(ハ) 教育事項研究会
教育事項研究会規則に據り本年中に開會せし學術講習會左の如し

第四回 學術講習會
講師 熊澤文吾氏
題目 手工實施に關する主要問題
期間 二月七日より向ふ三週間毎週四回、一回一時間づゝ十二回の如し
而して此講習事項は「講習提要」として同校より報告せられたるが其報告中の項目左の如し

- 一、歐米諸國に於ける手工教授の歴史
- 二、吾國に於ける手工教授の歴史
- 三、手工の意義及分類
- 四、手工科教授の必要
- 五、手工科の教授的價値
- 六、手工科教授の目的
- 七、手工科教材の選擇標準
- 八、手工科教材の種類
- 九、手工科教材の排列
- 一〇、手工科教授の方法
- 一一、手工科教授上の諸注意

尙本年中に於ける研究會講師の異動及現在の講師左の如し

小幡 勇治氏(理化學) 四十年十月囑托
熊澤 文吾氏(手工) 同上
加藤 子郎氏(商業) 同上
牧野田彦松氏(歴史) 四十三年一月囑托
四十三年七月歸朝辭任

又本年中研究報告會を開くこと二回授業術研究會を開くこと一回なり左の如し

研究報告會 十一月廿六日 讀方教材取扱に就て報告 鈴木訓專
十二月十七日 乘樂式算術教授法に就て報告 井上訓導
授業術研究會 十二月三日 尋常二學年讀方教授 正村訓導

(ニ) 諸 會
本年中父兄會、學藝會、運動會を開くこと左の如し
父兄會 五月二十二日

(64) (63)

學藝會 二月二十六日 幻燈會
十一月十九日 談話、朗讀會
運動會 五月一日
五月十六日

(ホ) 兩中体操場及裁縫女禮式教室
兩中体操場は本年五月十五日竣工し七月五日竣工す間口九間、奥行五間、平家建にして工費貳千五百五十五弗を要せり又學級増加の結果教室に不足を來したるに付舊來の裁縫室を普通教室とし、教員寄宿舎の一舎を修繕して裁縫室並女禮式教室とす此修繕は十二月十六日起工、同三十日竣工す修繕費百零九弗三十仙

(ハ) 學級編成の變更
教員増加の結果舊來の五學級を六學級とし十月十九日より實行す其學級及び受持左の如し

尋常一學年 井上訓導(女) 尋常二學年 正村訓導
同 三學年 熊澤訓導 同 四學年 井上訓導
同 五六學年 鈴木訓導 高等二學年 三輪訓導

(ト) 生徒のトラホーム治療
天津尋常高等小學校生徒のトラホーム治療は本年三月までは昨年通り民團の費用を以て強制執行を繼續し其成績頗る好なりしも通常民團に於て經費削減の爲め父兄と協議の結果、四月以降は經費自辦治療を勵行し各生徒とも毎月一回必ず校醫の診察を受けしむるとしたり、然れども自由治療は容易に長結果を收め難く患者漸次増加の傾向ありしを以て福田技師の着任後再び強制治療を行ふこととし本年八月より同技師をして隔日に小學校に出張治療を爲さしめたるか當時生徒總數百零九名の内、輕症トラホーム六名、瀰泡性結膜炎三十二名、結膜炎四名計五十二名の患者ありしも十一月末に至り漸次減少して三十一名となれり

(チ) 教職員
本年三月三十一日訓導伊與田幾次休職を命ぜられ、四月八日鈴木傳一郎教員を囑托せられ次で五月三十一日訓導に任せられ、八月二十三日正村幸吉訓導に任せられ、十二月六日訓導熊澤澤廣依願退職を許され、十二月田添とみ裁縫、女禮式教員を囑托せらる、現在の教職員左の如し

四級下俸、月手當三十五弗 訓導兼校長 三輪辰次郎
特別手當月九弗 本科正教員 愛知縣尋常師範學校卒業生
五級上俸、月手當三十弗 訓導 鈴木傳一郎
特別手當月四弗 本科正教員 愛知縣師範學校卒業生
六級上俸、月手當二十四弗 訓導 井上 米二
特別手當月七弗 本科正教員 愛知縣師範學校卒業生
六級上俸、月手當二十四弗 訓導 正村 幸吉

<p>特別手當月四弗 本科正教員 山口縣師範學校卒業生 八級下俸、月手當 十四弗 訓導 井上 キヨ 特別手當月五弗五十仙 尋常科本科正教員 兵庫縣明石女子師範學校乙種講習科卒業生 月手當拾五弗 裁縫女禮式囑托教員 田添 トミ 卒業生及生徒數</p> <p>本年三月二十三日本校第六回卒業證書授與式を行ひ高等科卒業生二名、尋常科卒業生十二名を出せり又本年中に於ける入退學生徒數は入學生四十七名、退學生二十三名(内二名は高等科卒業退學者)にして現在生徒數百零九名(前年末に比し二十四名増加)なり其級別左の如し</p> <p>▲尋常科 (百〇二名) 一學年(男) 一五 二學年(男) 八 三學年(男) 一〇 一學年(女) 一二 二學年(女) 六 三學年(女) 七 四學年(男) 一二 五學年(男) 八 六學年(男) 七 四學年(女) 八 五學年(女) 八 六學年(女) 七 ▲高等科 (七名) 一學年(男) 三 二學年(女) 一 計百〇九名</p> <p>(二) 清國人教育補助金の増額</p>	<p>租界内居住清國人の普通學教育費として去明治四十年十一月以降共立小學堂に向つて毎月銀一百二十弗一年壹千四百拾弗の補助を繼續し來りしか同學堂の經費は從來毎月民團の補助金百二十弗と外に清國人の設立せる教育慈善會より支給せる三十五弗とを合せ月一十五五弗を以て支持し居たるも經費不足の故を以て本年に入り補助額増加の請願頻り、依つて精査の結果昨年來就學兒童の増加に伴ひ必要經費の膨脹したるものなるを認め民會の決議を経て本年四月より補助月額を増加して一百五十五弗とし一年千八百六十弗を補助することゝしたり</p> <p>(三) 日本圖書館</p> <p>1) 評議員及常置委員 前評議員任期満了に付本年一月十日新に評議員二十名を囑托し評議員は同月十二日を以て三名の常置委員を互選せり左の如し</p> <p>評議員(イロハ順) 今井嘉幸 西村 博 豊田 鑄吉 豊岡 保平 小幡 西吉 小幡 勇治 沖田 介次郎 安川 雄之助 安田 安太 牧野 田彦松 松長 長三郎 藤井 恒久 福山 義春 菊池 季吉 三浦 喜傳 三輪 辰次郎 平賀 精次郎 菱田 逸次 森本 啓太郎 鈴木 敬親 常置委員</p>
--	--

<p>小幡 勇治(重任) 牧野 田彦松(重任) 三輪 辰次郎(新任) 右の内安川雄之助、森本啓太郎兩氏は歸朝に付十月就れも辭任</p> <p>(ロ) 常置委員會 本年中購入書籍の決定等につき左の通り常置委員會を開くこと七回 二月十五日 四月十三日 同 十五日 六月十五日 七月二十日 十月二十日 十一月十八日 購入及寄付書籍雜誌</p> <p>▲購入書籍 一、大役小志 一冊 一、西清古鑑 二十四冊 一、古泉集 二十冊 一、大日本地名辭書續編 一冊 一、哲學大辭書 二冊 一、巴蜀 一冊 一、我國の教育 一冊 一、大清一統志 六十冊 一、明治廿七八年滬戰史 二冊</p> <p>▲購入雜誌 一、漢口 一冊 一、金石集 二十四冊 一、古今錢畧 十六冊 一、帝國百科全書 二十五冊 一、醫學大辭書補遺 一冊 一、元祿快樂錄 一冊 一、丁業大辭書 二冊 一、日本百科大辭典 一冊 一、法律大辭典 二冊</p>	<p>一、平和カ戦争カ問題 一冊 一、バイカカ湖東 一冊 一、南國記 一冊 一、ナポレオン 一冊 一、清國對外國關係條約 二冊 一、婦人問題 一冊 一、歐洲近世史論 一冊 一、先哲漢籍國字解全書 二冊 以上三十二種 二百〇六冊</p> <p>▲購入雜誌 一、武德誌 十二冊 一、東京經濟雜誌 五十一冊 一、日本及日本人 二十五冊 一、科學世界 十六冊 一、文章世界 十六冊 一、大陽 十三冊 一、成功 十三冊 一、早稻田文學 十二冊 一、國家學會雜誌 十二冊</p> <p>一、直江山城守 一冊 一、維新志士遺芳帖 二冊 一、大久保利通傳 二冊 一、朝鮮事情 一冊 一、大隈伯社會觀 一冊 一、露伴業書 二冊 一、西洋全史 三冊</p> <p>一、新小説 十二冊 一、東洋經濟新報 三十六冊 一、少年世界 十六冊 一、中學世界 十六冊 一、大平洋 二十四冊 一、文藝俱樂部 十四冊 一、實業之日本 二十六冊 一、法學協會雜誌 十二冊 一、精神界 十二冊</p>
---	--

(70) (69)

<p>外務省 中島半次郎 工業雜誌社</p> <p>▲寄附雜誌 通商彙纂 中央公論 工業雜誌</p>	<p>早稻田大學出版部 商業科 四十二年度一學年 商業科 四十三年度二學年 以上二種 二十四冊</p> <p>▲寄附雜誌 天津地圖 以上二十一種 八十七冊</p>	<p>全 瀨戸口彌太郎 長春真人西遊記 二冊 全 元朝秘史 二冊 全 蒙古游牧記 六冊 全 清國總稅務司サロバトハイト 一冊 全 矢田七太郎 退耕録 一冊 全 月雪花 一冊 全 小説心 一冊 全 同生 一冊 全 寄生木 一冊 全 中東石印局 天津地圖 一冊 全 以上二十一種 八十七冊</p>	<p>寄付者 務省 第二移民調査報告 二冊 濟醫院 芭蕉句集講義 二冊 高半次郎 海舟言行録 一冊 商業適用新道徳 一冊 實業道徳訓 一冊 日清間の教育關係 一冊 支那政府欽定戶部則例 三十冊 欽定吏部選則例 十五冊 欽定宗人府則例 十五冊 欽定內務府堂現行則例 四冊 歐文家庭衛生 一冊</p>	<p>婦人世界 十四冊 倫理講演集 十二冊 理學界 十一冊 中央公論 十一冊 ワイドウォール 六冊 以上二十七種 四百九十七冊</p> <p>一、法律新聞 七十三冊 一、教育界 十二冊 一、新人 十一冊 一、外交時報 九冊</p>
--	---	--	--	---

(72) (71)

<p>噴水池は音楽堂附近に設け之れに蓮池を接続せしむ其形格も長瓢の如し、周囲壁に御影石を以てし兩池の接続點に石橋を架す、噴水池の周囲二百尺(面積九十坪、煉瓦敷、煉瓦敷)深三尺九寸、周邊一尺四寸、蓮池周囲百貳拾五尺(面積三十六坪、煉瓦敷)深三尺九寸、五月一日起工し同月二十八日第一工事を終はり(三ヶ年保險付)第二工事を以て五月三十一日周囲の疊石工事を終はり、武蔵洋行を介して購入したる噴水器(青銅製)の運、高三尺五寸、幅三尺五寸、大阪崎佐商會鑄造)は六月七日を以て取付を終はり同月二十日より毎日時間を定めて噴水し蓬萊園の寄附に係る石燈籠は之れを噴水池の突角に据へ又石橋附近に白熱電燈壹個を點す、夏時晩涼を逐ふて來り遊ぶもの園内に満てり、蓮池の成績も亦甚だ好良にして滿池皆花、清觀大に</p>	<p>大和公園は昨年中に已に豫定の設備を了り本年より既成設備の補足に從ひたるか噴水池蓮池及び貯水池の築造、樹木の増植、戰役紀念碑の移轉等は本年の新設に係れり</p> <p>(1) 噴水池及蓮池の築造</p>	<p>四、土木部</p> <p>(一) 大和公園</p> <p>計 四八七 二六六 七五三</p>	<p>野口清 武士道之日本 五冊 同文館 商業界 四冊 全 實業界 七冊 求道發行所 求道 八冊 藤田語郎 商業之世界 九冊 以上八種 百五十冊</p> <p>矢田七太郎氏は書籍費として銀參拾弗を寄付せらる</p> <p>(二) 四十三年中國書借覽人員表</p> <p>月次 館内 館外 計</p> <p>一月 三〇 五 三五 二月 五四 二八 八二 三月 三五 二六 六一 四月 五九 二〇 七九 五月 一七 九 二六 六月 二七 二〇 四七 七月 四三 二五 六八 八月 四五 二二 六八 九月 七八 四一 一二九</p>
--	---	---	---

<p>賞すへく黎明來り看るもの少からず、兩池の工事費左の如し</p> <p>一 銀壹千五百零七弗七拾三仙也</p> <p>内 譯</p> <p>銀四百四拾五弗</p> <p>銀百貳拾貳弗四拾五仙</p> <p>石材は在來ものをを用いたるを以て工費加算せず</p> <p>銀貳百三拾貳弗八拾四仙</p> <p>銀拾七弗五拾仙</p> <p>銀四百拾五弗六拾五仙</p> <p>銀百九拾五弗</p> <p>銀七拾九弗貳拾九仙</p> <p>貯水池の築造</p> <p>噴水池及運池總工費</p> <p>噴水池及運池工費</p> <p>周圍土石及石橋工費</p> <p>噴水器代速撥費諸掛費共</p> <p>噴水器取付費</p> <p>噴水道及ソーレン費</p> <p>自然石代</p> <p>其他諸費</p>		<p>▲購入樹木</p> <p>一、一月二十二日中裕洋行より百日紅百十九本を受領し栽植す(但し栽培の後、成績不良なれば生存数のみに對し代價を支拂ふの約)</p> <p>二、四月二十七日蓬萊園より紫、白交りの藤三拾本を購入し栽植す</p> <p>▲寄附樹木</p> <p>東京農科大學寄贈の樹苗</p> <p>先年東京農科大學へ請求中の樹苗は本年特別を以て分與せられ四月十五日左の通り到着せり</p> <table border="1"> <tr> <td>杉</td> <td>壹千本</td> <td>檜</td> <td>五十本</td> <td>サワラ</td> <td>三十本</td> </tr> <tr> <td>アスナロ</td> <td>三十本</td> <td>チヅコ</td> <td>十本</td> <td>ツガ</td> <td>五十本</td> </tr> <tr> <td>黒松</td> <td>五十本</td> <td>赤松</td> <td>五十本</td> <td>トヒ松</td> <td>十本</td> </tr> <tr> <td>唐松</td> <td>三十本</td> <td>朝鮮五葉松</td> <td>百本</td> <td>イテウ</td> <td>三十本</td> </tr> <tr> <td>樺</td> <td>十本</td> <td>ホウ</td> <td>十本</td> <td>トチ</td> <td>十本</td> </tr> <tr> <td>クヌギ</td> <td>三十本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>壹千五百本</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>依つて直に之れを適當の場所に分植せしに成績甚だ良しからず七月十日に至り之れを檢するに杉九百九十五本及び檜、サワラ、アスナロ、チヅコ、ツガ、黒松、赤松、トヒ松、朝鮮五葉松、唐松、等全部枯損し、イテウ、樺、ホウ、トチ、クヌギ、のみ生色を呈し新芽を萌せるを見る</p>	杉	壹千本	檜	五十本	サワラ	三十本	アスナロ	三十本	チヅコ	十本	ツガ	五十本	黒松	五十本	赤松	五十本	トヒ松	十本	唐松	三十本	朝鮮五葉松	百本	イテウ	三十本	樺	十本	ホウ	十本	トチ	十本	クヌギ	三十本					計	壹千五百本				
杉	壹千本	檜	五十本	サワラ	三十本																																							
アスナロ	三十本	チヅコ	十本	ツガ	五十本																																							
黒松	五十本	赤松	五十本	トヒ松	十本																																							
唐松	三十本	朝鮮五葉松	百本	イテウ	三十本																																							
樺	十本	ホウ	十本	トチ	十本																																							
クヌギ	三十本																																											
計	壹千五百本																																											

<p>中戸川氏寄附樹木</p> <p>一月二十二日中戸川忠三氏より百日紅五十本寄付に付栽植す</p> <p>蓬萊園寄附樹木</p> <p>四月二十七日蓬萊園井上孝之助氏より黒松二十五本寄付に付栽植す</p> <p>公園係の丹精に依り金仙花、白粉花、コスモス、日廻り等五千本并にクロイバト若干を園内適當の個所に播種栽培す</p> <p>▲草花</p> <p>(一) 北清戦役記念碑の移轉</p> <p>北清駐屯軍司令官の建設に係る北清戦役記念碑は駐屯軍の交渉に依り福島街より公園内に移轉するに決し四月下旬之れを園内中央部の高地に移轉したるが小幡總領事より大砲二門を民間に寄附せられたるに付記念碑の前列左右に之れを配置す</p> <p>(二) 新開道路の開通 (大和街より南市街に至る)</p> <p>大和街(壽街角)より旭街を横貫して南市街に通する新道(長八十間幅五間)開修工事は九月末測量を終はり十月五日より工事を起し同月二十八日全速力を以て竣工せり、此道路敷地(民地貳百拾九坪、官地百四十六坪)中の民地買収に就ては本年四月廿六日總領事館に申請し偏に其斡旋に依つて交渉を纏め土地代金(家屋代及移轉費共)を壹坪平均拾五弗とし八月二十三日より十月二日迄十日間に家屋全部を取壊たし十月五日より工事に着手するに至りたる次第なり其買収坪數及び地主并に工費の計算左の如し</p>		<p>買収坪數</p> <table border="1"> <tr> <td>四十三坪五合</td> <td>銀六百三十七弗五十仙</td> <td>神谷</td> <td>佐兵衛</td> </tr> <tr> <td>五十三坪五合</td> <td>銀七百八十七弗五十仙</td> <td>牛</td> <td>芸</td> </tr> <tr> <td>二十三坪一合</td> <td>銀三百四十六弗五十仙</td> <td>張</td> <td>廣</td> </tr> <tr> <td>十七坪九合</td> <td>銀二百六十八弗五十仙</td> <td>韓</td> <td>永</td> </tr> <tr> <td>一坪六合</td> <td>銀二十四弗</td> <td>劉</td> <td>子</td> </tr> <tr> <td>三十坪三合</td> <td>銀四百五十四弗五十仙</td> <td>劉</td> <td>恩</td> </tr> <tr> <td>十四坪四合</td> <td>銀二百二十六弗</td> <td>王</td> <td>祝</td> </tr> <tr> <td>二十五坪三合</td> <td>銀三百七十九弗九十仙</td> <td>隋</td> <td>春</td> </tr> <tr> <td>十一坪四合</td> <td>銀百七十一弗</td> <td>趙</td> <td>桐</td> </tr> <tr> <td>計 二百十九坪</td> <td>銀三千二百八十五弗也</td> <td>軒</td> <td>軒</td> </tr> </table> <p>計 銀三千二百八十五弗也</p> <p>土地買収費</p> <p>材料費</p> <p>工事費</p> <p>總費</p> <p>一 銀參千貳百八拾五弗也</p> <p>一 銀七百貳拾九弗二十仙也</p> <p>一 銀八拾九弗七拾五仙也</p> <p>計 銀四千壹百零三弗九拾五仙也</p> <p>(三) 壽街下水溝工事</p> <p>前年開修したる壽街新開道路(大和街に通する)兩側の下水溝延長貳千六百尺、巾一</p>	四十三坪五合	銀六百三十七弗五十仙	神谷	佐兵衛	五十三坪五合	銀七百八十七弗五十仙	牛	芸	二十三坪一合	銀三百四十六弗五十仙	張	廣	十七坪九合	銀二百六十八弗五十仙	韓	永	一坪六合	銀二十四弗	劉	子	三十坪三合	銀四百五十四弗五十仙	劉	恩	十四坪四合	銀二百二十六弗	王	祝	二十五坪三合	銀三百七十九弗九十仙	隋	春	十一坪四合	銀百七十一弗	趙	桐	計 二百十九坪	銀三千二百八十五弗也	軒	軒
四十三坪五合	銀六百三十七弗五十仙	神谷	佐兵衛																																							
五十三坪五合	銀七百八十七弗五十仙	牛	芸																																							
二十三坪一合	銀三百四十六弗五十仙	張	廣																																							
十七坪九合	銀二百六十八弗五十仙	韓	永																																							
一坪六合	銀二十四弗	劉	子																																							
三十坪三合	銀四百五十四弗五十仙	劉	恩																																							
十四坪四合	銀二百二十六弗	王	祝																																							
二十五坪三合	銀三百七十九弗九十仙	隋	春																																							
十一坪四合	銀百七十一弗	趙	桐																																							
計 二百十九坪	銀三千二百八十五弗也	軒	軒																																							

尺深平均一尺貳寸)は本年五月二十四日工を起し六月三十日竣工す、此工費千七百九十弗なり

(四) 白河々岸危険防禦工事

白河々岸三井洋行前は流域灣曲し水深く流急なるが爲めに現在堅固なる護岸工事の施しあるも斷岸絶壁の儘なるは行通上危険を免れざるを以て本年十二月中此所に相當の危険防禦工事を施すことに決定したり

(五) 撤水ポンプの修繕

撤水用水揚ポンプの「アーメチユア」は毎年夏期即ち一年中最も多量の撤水を要する時機に於て破損を生じ之れが修繕に長さは約一ヶ月を要し此間頗る不完全なる方法に依つて撤水するの止むを得ざるに至れるを以て本年は撤水の休止期を待ち十一月中瑞記洋行に托して之れを上海に送り十分の修繕を加ふると共に更に豫備として別に一個の「アーメチユア」を同行に注文せり兩者とも解氷期迄に到着の豫定なり

(六) 街路の補修

租界内各街路の修繕は毎年四月より着手するの例なりしが本年は氣候の關係上其期を早め三月七日より工事を開始し十噸及び六噸貳臺の「スチームローラー」を以て間斷なく補綴修繕に従事し、就中破壊力の最も強大なる山口街には例年の如く最も多くの修繕を加へたり此補修に要したる碎石五百九十九方餘、苦力八千九百九十四人

(七) 降雪と降雨

本年中に於ける降雪は五回、降雨は十回にして其都度掃除器及び苦力を使用し各街の雪を掃ひ泥土を運搬す此苦力六百五十七人なり

(八) 道路の撤水

租界内各街路の撤水は二月二十八日より開始し十月末に至り大和街より南布街に通ずる新道開修の結果として撤水區域の延長を來したるも別に請負賃金を増さず前年同様の金額を以て十一月一日より延長道路にも撤水せしめたり例に依り撤水區域及回数を示すこと左表の如し

街名	春	夏	秋
山口街	四回	六回	六回
壽街	四回	五回	五回
曙街	四回	三回	三回
旭街	四回	六回	三回
常盤街	二回	三回	六回
榮山街	三回	四回	三回
秋山街	三回	四回	四回
蓬萊街	二回	三回	四回
松島街	二回	四回	三回
浪花街	二回	三回	四回
宮島街	四回	三回	四回

(九) 街樹の補植

今春三月二十六日より五月一日迄に各街路に補植せし樹木は三百十一本にして各街に於ける補植數及其種類并に現在數左の如し

街名	補植樹數	大	小	現在樹數
吾妻街	二回	三	三	三
福島街	四回	四	四	四
新道	三回	四	四	四
旭街	七十一本	目通八寸以上	目通五寸以上	柳 百九十二本
壽街	十六本	目通六寸以上	目通五寸以上	柳 百二十二本
榮街	二十六本	同	同	柳 百二十二本
花園街	四十一本	同	同	柳 百十七本
福島街	十四本	同	同	柳 八十七本
宮島街	二十一本	同	同	柳 七十九本
松島街	二十八本	同	同	柳 八十七本

(80)

(79)

右旭街の内槐樹三十六本、柳樹二十本は福島街以北に植へし請負人張振聲の保險年限内に屬せるものを以て同人より之れを取換ゆ但し保險年限は今年を以て全部終了せり

(一〇) 街樹の澆水

本年中各街樹木の澆水は三月十八日より開始し十月末までに二十回之れを行ひ最後の日に於て被土を施せり

(一一) 街路の電燈

本年中各街新道開通の結果八月一日より此延長線に電燈十基を増設し總數百九十一燈となれり各街の燈數左の如し

山口街	二十六燈	壽街	二十六燈
曙街	十八燈	旭街	三十九燈
常盤街	十六燈	榮街	十八燈
秋山街	八燈	松島街	七燈
宮島街	六燈	福島街	二十七燈

計 百九十一燈

五、衛生部

(一) 傳染病患者

本年中に於ける傳染病患者は租界内に於て六名租界外に於て四名計十名にして之れを昨年に比すれば三を增加せり、之れを略説すれば四月九日壽街に於て猩紅熱患者一名發生、直に傳染病室に收容全治退院し、五月下旬より六月月上旬に亘り曙街に二名の同患者發生、内一名は軍屬に係るを以て軍病院に收容し一名は傳染病室に收容し何れも經過好良にして全治退院したり、越へて九月中旬に至り去四十年以來發生を見ざりし虎列拉患者二名(英租界大沽ロアの同一家屋内)續發し傳染病室に收容中一名は全治し一名は死亡せり、次で十月下旬清國官憲より直隸省豐潤縣に於て發病せりと云ふ本邦人の患者一名を護送し來りしに依り傳染病室に收容し治療中全治せり、其他の患者は八、九兩月に腸室扶斯二名、不全室扶斯一名、十一月に實布約利亞一名發生し内腸室扶斯患者一名死亡し他は悉く全治したり、本年中に於ける患者の轉歸左の如し

病名	患者	治愈	死亡
猩紅熱	三	三	〃
虎列拉	三	二	一
腸室扶斯	二	一	一

(81)

不全室扶斯 實布約利亞 計 一〇 八 二

尙左に去三十九年以來の傳染病患者一覽表を掲げて參考に資す

自三十九年五ヶ年間傳染病患者一覽表 至四十三年

病名	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年
天然痘	八	四	四	二	二
假痘	〃	〃	〃	〃	〃
實布約利亞	〃	〃	〃	〃	〃
腸室扶斯	二五	一五	一〇	一	一
不全室扶斯	〃	〃	〃	〃	〃
發疹室扶斯	〃	〃	〃	〃	〃
猩紅熱	二五	一五	一〇	一	一
虎列拉	一六	七	五	二	二
計	二五	一五	一〇	一	一

本年三月の通常民會に於て決議したる備聘細菌學專攻醫師は其人選を東京内務省傳染

(二) 衛生技師の任用

(82)

(83)

病研究所に依頼し本年六月下旬同所の推選に依り福田三九三(傳染病研究所修業生にして醫學得業士)着津に付直に民間技師として之れを任用し作業上に就ては民間に於て未九何等の設備なきを以て共立病院と交渉の結果、日常同院に在つて防疫其他一般公衆衛生の事務を掌らしむる事としたり、六月以後に於ける小學校生徒のトラホーム治療(學務部、生徒のトラホーム治療の一項参照)并に種痘、傳染病治療及び狂犬病豫防接種の製造(別項狂犬病豫防の一項参照)等皆同技師の管轄する所なり

(三) 防疫に關する福田技師の意見

急性傳染病の内最も被害の多大なるは腸室扶斯及「バラチフス」なりとす何となれば本病は季節に依り多少流行に消長ありと雖も概ね年間絶へず散發するものなればなり當租界居留民間にも本病及疑似症は年間平均決して少數と云ふべからず之れ一は本病の徴候に變型多きと特に「バラチフス」の如きは自覺的病症を缺除する場がある爲め診斷に困難なる、時には醫師の治療を請はすして自然治癒するものとある等の關係より之が防疫上の措置に缺漏を生ずるは止を得ざる結果とす然り而して當租界居留民にして從來天津熱と俗稱するもの又は感冒、急性咽喉炎、寢冷等の病名の陰に腸室扶斯若くは「バラチフス」を葬り去りし場合なきにしもあらずるへし之れ畢竟輕症熱性病に對し原因不明の場合には必ず行ふべき醫學的檢索を欠くに職因せずんばならず

(84)

今や當租界は防疫機關完備の時運に際せるを以て僅少なる本邦居留民有熱患者に對し醫學的檢索を行ふ決して至難の業にあらず依て今後本邦居留民にして二日以上の有熱患者にして天津熱若くは感冒症等病原不明の熱性患者ある時は其の主治療は直ちに警察官憲に内報し警察官憲は租界局衛生當事者と共に患者に就き同棲者全部の健康診斷を行ひ同時に糞尿を採取し血液の菌學的檢索を施す斯くして帶菌者を見出したるときは其の排泄物を厳重に消毒せしめ菌排泄の終るまで注意者として他に傳播の系路を防止す等各自職業の若痛を覺ゆる程度に於て防疫措置を施すを要す此の事若し確實に履行されれば豫防注射とも併施し得るとすれば當租界内の腸室扶斯及「バラチフス」を根絶することを得べしと思考す不肖職を租界局に受く居留地内の防疫につき最近の學術を應用し適確にして有効なる措置を行はんと欲するや切なり此議若し納れらるることあらば前段の身体檢査、菌學的檢査、豫防注射等は不肖一々之に従事し敢て遺棄なきを期せん

右意見提出候也
技師 福田三九三
行政委員會議長 菊池季吉殿

右の意見實行に就ては十分醫師との連絡を保つ必要あり依つて行政委員會は同月二十六日其實行方法に就き天津醫會に照會し醫會は翌九月八日左の通り回答し來れるに付更に左の畫面を以て醫會の條件に同意し且つ實行希望の旨を通牒す
租界内防疫に關する件に付回答

租乙第四七號を以て租界内防疫に關する件當會に諮問相成本月五日開會會員の意見を徴し候處福田氏の防疫に關する主意に就きては會員悉く異議無之候得共其の實行の方法に付きては左記の通り決議候間此段及回答候也

左記

- 一、醫師熱性患者を診し病名疑はしき場合には糞尿及發泡液等の検査物を租界局技師福田氏宛送付すること(軍病院試驗室)
- 二、細菌検査陽性の場合には病名を決定し正規の手續をなすへし
- 三、臨床症狀去りたる菌保有症は注意者として租界局に内報す

以上

天津醫會々長 平賀精次郎

行政委員會議長 菊池 季 吉殿

防疫に關する件

曩に貴會に諮問致候防疫に關する福田技師の意見に對し本月六日付を以て其實行方法として貴會の決議事項御回答相成候に就ては本行政委員會議は貴會の該決議事項に同意致候間直に御實行相成候様致度此段申進候也

追て十分防疫の目的を達する爲め輕症者雖も細心の注意を以て貴會決議事項の最も有効に實行致され候様希望致候

明治四十三年九月九日

天津醫會々長 平賀精次郎殿

行政委員會議長 菊池 季 吉

(86)

(四) 狂犬病豫防設備と野犬撲殺

昨年報告書中に記述したる如く狂犬病豫防上畜犬の取締に就ては各國租界とも協同一致の態度を執りつゝありと雖も狂犬咬傷患者に對する危害豫防の方法にては各國租界とも未だ十分なる設備なし依つて本民團に於ては本年六月下旬福田技師着任後直に同技師をして狂犬病豫防接種を製造し且つ共立病院に在つて依頼者の治療に従事せしむる事とし本年九月九日左の通り北京、保定、山海關の各日本人會及び塘沽衛生會、天津巡警總局、天津衛生局并に在天津英、佛、露、埃、伊各國工部局へ通知書を發したり、我駐屯軍病院は此豫防接種の製造に對し多大の援助を與へ製造に要する諸材料並に器具一切を供給せらる

狂犬病治療に關する件

拜啓本民團は不幸なる狂犬咬傷患者をして絶大なる慘害を免かれしむる爲め今般細菌學專門技師を招聘し常に日本租界旭街共立病院に在つて此の恐るべき毒症の血清治療に従事せしめ以て廣く診療の需に應じ候間此段爲念及御通知候敬具
次て狂犬咬傷患者の治療に關する收支計算を特別會計とし収入は全部此の患者の治療に要する經費に限り支出するの條件を以て此治療を共立病院の事業とし本年十二月中共立病院の提出に係る左の狂犬病豫防接種料を承認す

狂犬病豫防接種料

一、居留民團に屬する者

但し咬傷に對する處置料(綿帶材料の如き)診察料を含ませず

銀貳拾弗

(88)

秋 季(日本人 一千零八十七人 計 一千八百八十人)

(六) 清潔法の施行

本年中に於ける租界内の清潔法は例年の通り春季に施行し春季は五月十日より同月二十一日まで十二日間、秋季は十月三日より同月十四日まで十三日間とし其都度告示を以て日割を公告し且施行心得書を各戸に配布したり

(七) 道路溝渠の掃除

租界内道路及溝渠の掃除方法は前年報告の如く福嶋街以南を直營とし福嶋街以北は天安里、天和里を加へて請負事業とし本年三月右請負期間満了に付四月より従前の掃除請負區域以外に公設市場の掃除を加ふると共に掃除料十弗を増し毎月九十弗を支給せり

(八) 公設市場の一部改造

福嶋街公設市場一部改造の必要を認め改造費九百三十五弗を以て壽街に面したる部分を福嶋街同様の店舗に改造す、店舗十一軒、中央に一門を設く、本年五月十九日工事に着手し六月二十六日竣工す、又之れと同時に市場裏手の便所及物置場敷地十四坪九合三勺を外務省に返納し工費四十弗二十仙を以て便所を新設す、現在の市場使用者左の如し

甲號店舖 清國人 十二軒

(九) 水道水使用量の増加

(87)

赤貧者にして領事館の證明ある者は半額又は免除

二、民團區域外の日本人

民團區域外の支那人

但書前同斷

貧困者と認めたる時は半額迄には減額することあるへし

三、西洋人

但書前同斷

以上

野犬撲殺數 本月三月より十月迄に野犬二百九頭を撲殺せり

(五) 種痘の施行

本年中に於ける種痘は例年の通り日清人共無料にて春季に之れを施行せり、種痘場は從來共立病院に一定し居たれども本年秋季に於ては接受者の便利を計り特に櫻郷會館を借受け民團技師をして同館に出張種痘せしめ一面警察署より各戸(日本人)に就き十分に勧誘を爲したる結果、例年に比し非常の好成績を挙げたるも尙豫定期内に種痘し能はざりしもの、爲めに特に共立病院に於て三日間種痘し種痘者に對しては悉く種痘證書を交付したり但し秋季種痘人員中比較的清國人の少數なりしは從來の成績に鑑み勸誘方法を執らずして單に希望者に限り種痘を施したる結果なり、種痘人員左の如し

春季(日本人 二百七十一人 計 四百八十一人)

清國人 二百七十一人

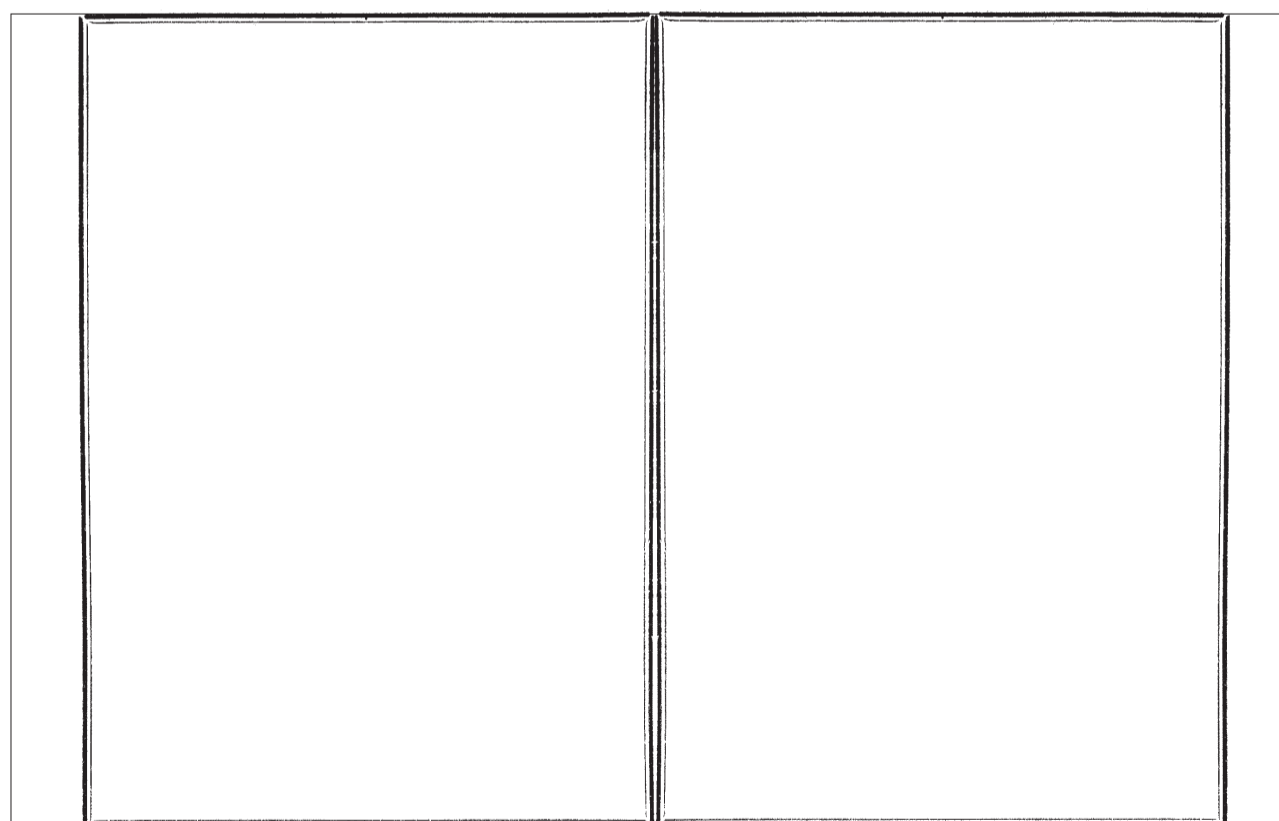
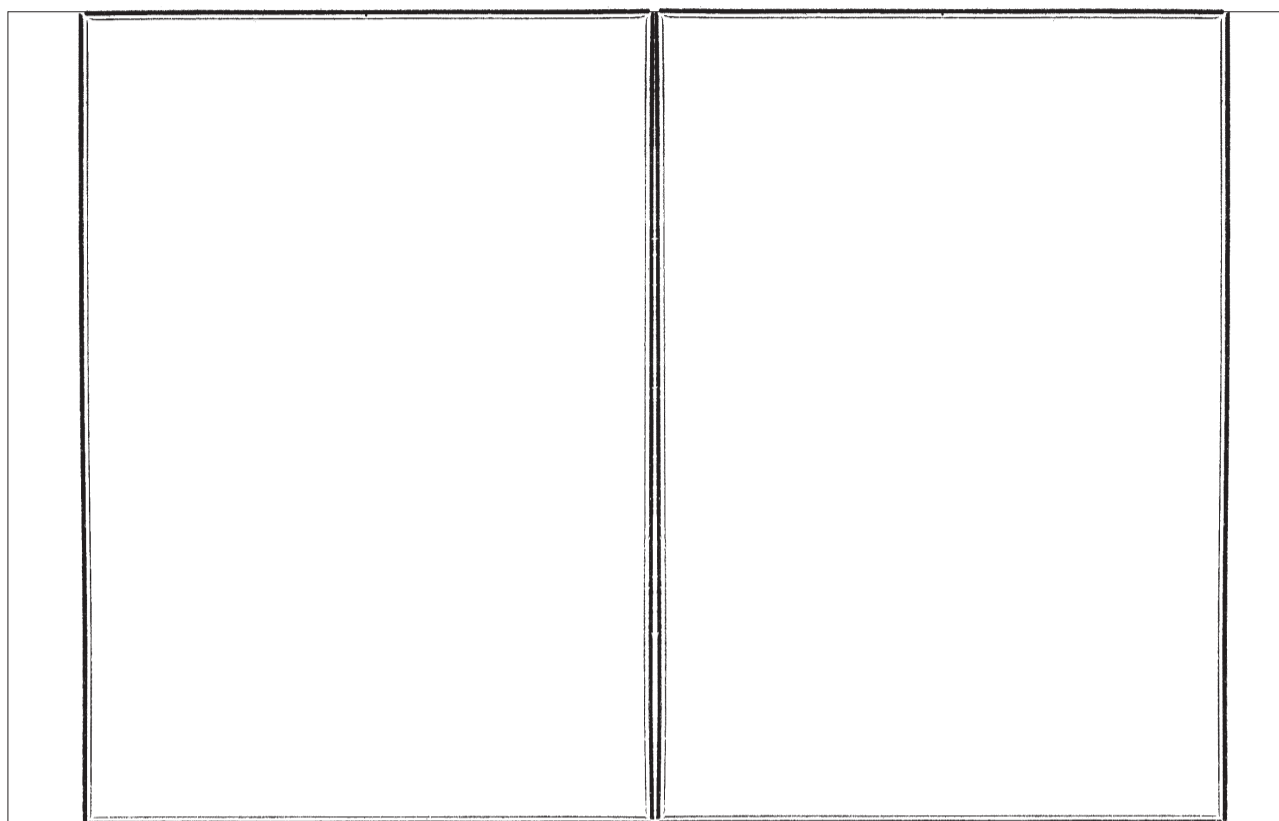
租界内専用水道使用量は日本人二十三戸清國人三戸にして此他共同給水口八ヶ所のものを合せ算すれば本年中の使用水量は前年に比して一層の増加を來せり既往五ヶ年の給水比較左の如し

年次	給水量
明治三十九年	三九〇三、七六〇瓦魯
明治四十年	六五六八、五六〇瓦魯
明治四十一年	一、〇六九八、三九〇瓦魯
明治四十二年	一、二二〇四、九四〇瓦魯
明治四十三年	一、三二七七、二七〇瓦魯

(一〇) 共立病院の補助繼續

日本共立病院に對しては從來居留地公衆衛生の任に當らしむる爲め毎月三十七弗の補助金を支給し居たるも本年より民團に於て公衆衛生事務を掌るべき技師を任用し共立病院を以て技師の作業場と爲し且つ技師をして作業に必要な同院の器具器櫃を使用せしむる事と尙多少同院をして公衆衛生上に盡力せしむるの故を以て從來の補助額を減少し毎月二十五弗を支給することゝしたり

明治四十三年民團事務報告書終



明治四十三年民團事務報告附錄

(一) 天津居留民團總歲入出統計表

目次	四十年 七ヶ月	四十一年 度	四十二年 度	平均 額
歲入豫算	五,四三,三八二	五,七六,〇三三	六,八八,九三三	七,四七,六八〇
歲出豫算	五,三九,六三〇	六,四〇,四〇三	六,四四,六九七	七,二七,二四四
豫備金	一,九三,三六二	一,八九,三〇〇	一,五八,三三九	一,九三,五六六
歲入決算	五,八七,七四三	七,四六,〇七六	六,九四,〇八九	七,二五,一一二
歲出決算	五,四三,六三九	六,二四,〇〇六	五,四七,七八一	七,一四,七五五
剩餘金	四,三三,一〇四	三,五八,六六〇	一,〇九,三〇二	七,一四,一七

(2) (1)

(二) 天津居留民團總歲入統計表

經入科目	常 部			
	四十年 七ヶ月	四十一年 度	四十二年 度	平均 額
第一款 民團課金	七,〇〇,〇〇〇	九,三三,〇〇〇	九,五七,〇〇〇	一〇,〇〇,五五五
二、取得課金	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇,〇〇〇	二,五七,七五〇	五,九七,七三六
二、營業課金	...	三,〇三,〇〇〇	六,九九,〇〇〇	四,〇〇,三一九
第二款 雜種課金	八,二五,〇〇〇	一三,三三,〇〇〇	一四,九八,〇〇〇	一三,七六,六六六
一、藥 妓	五,六六,六〇〇	七,九九,〇五〇	九,七八,六五〇	九,〇四,七三三
一、酌 婦	三,四三,〇〇〇	六,〇三,〇〇〇	七,九一,〇〇〇	六,七三,三九九

(4) (3)

三、旅 館	一八,一〇〇	二七,七〇〇	二六,〇〇〇	二六,〇〇〇
四、料 理 店	一,四〇,〇〇〇	二,四〇,〇〇〇	二,六六,六六六	二,四三,三三三
五、常 設 興 行	五〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
六、檢 番
七、臨 時 興 行	...	四八,〇〇〇	六八,〇〇〇	五八,〇〇〇
八、貸 座 敷
第三款 使用料	三,三三,〇〇〇	四,四四,四四四	五,五五,五五五	四,四四,四四四
一、繫 留 料	...	一五,〇〇〇
二、貨物陸上料
三、民 船 料	四七,五〇〇	一七,七五〇	一九,九二五	一六,二二五
四、船 板 船 料	八,〇〇〇	三九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五九,〇〇〇
五、水 道 料	三,三三,三三三	六,六六,六六六	八,八八,八八八	七,八八,八八八
六、土 地 料	三,三三,三三三	五,五五,五五五	五,五五,五五五	五,五五,五五五
七、市 場 料	六,六六,六六六	二,二二,二二二	三,三三,三三三	三,三三,三三三
八、營 業 人 力 車	一,一三,三三三	二,五七,〇〇〇	二,五〇,〇〇〇	二,四三,三三三
九、自 用 人 力 車	一,八六,六六六	一,五五,五五五	一,四四,四四四	一,八〇,〇〇〇
一〇、小 車	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三
一一、大 車	三,四四,四四四	四,六六,六六六	五,三三,三三三	五,三三,三三三

歲出科目	經常部			
	四十七年度	四十八年度	四十九年度	平均額
計	一四,四六六,〇〇〇	一四,三三三,〇〇〇	一四,四〇〇,〇〇〇	一四,三九六,〇〇〇
引繼金	一四,四六六,〇〇〇	五,九九七,六〇〇
小學校新築寄附殘
四十年年度剩餘金
銀行帖簿ノ差金
合計
合計

(6) (5)

歲出科目	臨時部			
	四十七年度	四十八年度	四十九年度	平均額
計	一四,四六六,〇〇〇	一四,三三三,〇〇〇	一四,四〇〇,〇〇〇	一四,三九六,〇〇〇
一、地 租
第四款 財產出生收入
一、預金 利息
第五款 授業料
一、授業料
第六款 雜收入
一、雜收入
合計

(8) (7)

(10) (9)

九、雜費	一九二二	...	三二四、六	一〇、一四
第四款 水道費	三、六九、四六	五、九六、九六	六、七四、九六	一、六〇〇、七〇
一、俸給	三、三三、〇〇	三、三三、〇〇	三、三三、〇〇	三、三三、〇〇
二、修繕費	一、三、三三	五、六、〇〇	一、三、三三	七、六、三三
三、器具費	七、六、七〇	一、九六、〇〇	三、三、〇〇	四、七、一四
四、水代	二、四七、一五	五、六三、六六	六、三九、六六	五、六九、二六
五、雜費	三、三三	一、六、〇〇	〇、〇	一、七、四四
第五款 教育費	一、〇、〇〇	六、四三、九〇	六、六三、六六	五、九〇、九六
一、俸給	一、二、七、四四	二、九七、二五	三、一〇、五〇	二、四七、六九

(12) (11)

一〇、保險料
九、通信費
八、旅費
七、消耗品費
六、校具費
五、器械器具費
四、圖書費
三、修繕費
二、手當
一、新聞雜誌費
一、一、學校園費
一、三、研究會費
一、四、家屋借料
一、五、雜費
一、六、補助費
第六款 衛生費
一、俸給
二、被服費

(14)		(13)	
第八款 警備費	七,五四五.〇〇	一一,一八七.七六	九,七七一.四四
一、俸給	三,〇〇〇.〇〇	〇,〇〇〇.〇〇	五,六四四.〇〇
二、巡捕被服費	〇〇,〇〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇.〇〇
三、全備品費	三,二六四.〇〇	〇〇,〇〇〇.〇〇	一,六〇〇.〇〇
四、全消耗品費	三三,一九四.〇〇	三〇,八七四.〇〇	二五,七七一.〇〇
五、家賃及修繕費	四九,〇〇〇.〇〇	四〇,〇〇〇.〇〇	四六,〇〇〇.〇〇
六、巡捕藥費	一,三〇〇.〇〇	三,三〇〇.〇〇	六,〇〇〇.〇〇
七、消防被服費	六,七五〇.〇〇	...	二,六〇〇.〇〇
八、消防器具費	六,六四三.〇〇	三,六一七.七六	六,五九七.〇〇
第九款 補助費	二,五〇〇.〇〇
一、救助費
第七款 救助費
八、雜費	六,〇〇〇.〇〇
七、市場費
六、種痘費	五,一六六.〇〇
五、器具費	四,九四九.〇〇
四、藥品費	九,三二九.〇〇
三、消耗品費

(16)		(15)	
第九款 全消耗品費	三,三〇〇.〇〇	一,一六一.四一	六,四一六.〇〇
一〇、全手當	三,二〇〇.〇〇	一,九四九.九七	二,六七一.七六
一一、雜費	二,三三三.〇〇	一,一八七.七六	一,〇〇〇.〇〇
一二、巡捕練習費
第九款 圖書館費	一,四六四.〇〇	七,四六四.〇〇	五,二五五.〇〇
一、俸給	一,〇〇〇.〇〇	三,二〇〇.〇〇	二,一四六.〇〇
二、備品費	六,六〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	四,九三六.〇〇
三、圖書費	一,〇〇〇.〇〇	二,六六四.〇〇	三,七一九.〇〇
四、保險料
第十款 墓地及火葬場費	三,三三三.〇〇
一、墓地及火葬場費
第十一款 諸稅及負擔	三,六六四.〇〇
一、地租	三,六六四.〇〇
第十二款 公園費
一、俸給
第十二款 雜支出
第十四款 雜支備費

(18) (17)

計	臨時部			
	計	臨時部	臨時部	臨時部
計	三六、五五、三五	六、五五、三六	五、一六、三三	五、七、六三、〇〇
第三款 土木費	一、五、〇〇、六六	一、三、六、五五	...	七、七、三、五
一、市場建設費	四、〇〇、〇〇	一、六、五、〇、六
二、器具費	四、九四、三三	一、一、六、六、五	...	三、四、四、〇、八
三、道路改修費	六、六、九、五
第四款 水道費	一、九、七、五	一、六、四、四	一〇、〇、〇	一、四、〇、〇、七
一、水道敷設費	一、九、七、五	一、六、四、四	...	一、三、六、六、六
二、設備費	一〇、〇、〇	四、一、六
第五款 教育費	一、五、三、七、四	五、五、七、二
一、學校建築設計	五、〇、〇、〇	三、三、九、〇
二、全建築落成式費	二、三、三、七、四	一、九、八、四
三、教育補助費	〇、〇、〇、〇	二、〇、九、七
第六款 衛生費	九、〇、〇、五	一、〇、五、三、六	一、〇、一、六、四	一、四、九、三、五
一、傳染病豫防費	九、〇、〇、五	一、〇、五、三、六	一、〇、一、六、四	一、三、三、三、三
二、汚物棄却場	...	九、四、九、五	一、三、六、〇	八、五、五、五
土地買入費	〇、〇、〇、〇	六、九、六、七
特別慰勞金	九、三、〇、〇	五、〇、〇、三

(20) (19)

科目	年度別				平均
	四十年(七ヶ月)	四十一年度	四十二年	平均	
寄贈品費	五、〇、〇、〇	一、九、三、五	
共同墓地葬祭費	三、四、七、四	四、六、三、九	
日本巡査報酬金	三、〇、〇、〇	一、一、三、三	
巡捕吊慰金	六、〇、〇	三、一、〇	
計	二、五、九、六、四	四、五、五、七	一、三、四、四	二、六、三、四、五	
合計	五、四、六、三、六	六、一、二、四、〇	五、八、四、七、六	七、〇、二、七、九	
<p>備考 天津尋常高等小學校及圖書館を本民團へ引継の結果經常部教育費は四十年十月より圖書館費は四十一年一月より支出したるも計算の都合上二年七ヶ月の割にて平均額を算出せり</p> <p>(四) 天津居留民團日本人負担統計表 (明治四十三年十二月調)</p>					
在留者數	一、九、六	一、九、四	一、七、九	一、九、六	
一、取得課金	四、〇、〇、〇	三、七、六、三	一、八、四、六	三、七、六、三	
納入人員	四、〇	三、〇	一、四	三、四、五	
二、營業課金	...	一、五、四、〇	二、九、四、〇	一、七、六、七	
納入人員	...	一、三	一、七	一、〇	
三、雜種課金	三、五、九、〇	四、八、三、〇	四、六、二、〇	四、四、三、六	
藥妓	一、〇、〇、〇	三、七、七、〇	三、一、二、〇	三、三、四、六	
人員	四、六	四、四	四、七	四、五	
酌婦	三、四、〇、〇	六、〇、〇、〇	七、九、〇、〇	六、七、三、六	

科	年度別	(22)		(21)	
		居住者數	平均	人員	人員
天津居留民團清國人負担統計表 (明治四十三年十二月調)	四十年(七月)	六、四四
	四十一年	七、七五
	四十二年	九、六四
	平均	八、五三

附録終	平均居住者負担額	(24)		(23)	
		人員	人員	人員	人員
天津居留民團清國人負担統計表 (明治四十三年十二月調)	四十年(七月)
	四十一年
	四十二年
	平均